第4章

グループホーム・ケアホームの支援体制づくりに関する研究

～グループホームの横のつながりをつくる・育てる方法を探る～

１．なぜ横のつながりなのか(研究の目的)（119）

２．地域内でのグループホーム同士の連携に取り組んでいる３地域の実態紹介（122）

３．自治体会議と今後の課題（128）

４．全体のまとめ（171）

１．なぜ横のつながりなのか(研究の目的)

～はじめに～

（１） グループホームは小規模であることが入居者にとっては大切であるが、援助者は孤立しやすい。

障害のある人が地域の中で普通の暮らしを営むためには、グループホームは小規模であることが望ましい。

一方で、単一にグループホームは援助者数も少なく、深夜の支援時間もあり、入居者の多様な援助に対応するため、援助者が孤立しやすい傾向がある。グループホームにおける援助者の孤立は支援の質の向上と相反する結果を招くことになる。

グループホームが入居者にとって住み心地のいい、自己実現の場となるためには、援助者の継続と援助の質を維持することが求められる。グループホームの「風通しのよさ」「横のつながりのあり、なし」と支援の質および職員の仕事のしやすさとの関連について、どのような方策が必要になるのかを検証したい。

（２）援助の継続と質を維持するためのこれまでの取り組み

日本グループホーム学会では、グループホームの援助者の質の向上と、孤立を防ぐための取り組みとして、平成 18 年度から、グループホーム援助者の研修に関しての研究を行ってきた。

グループホームの援助者は、仕事の特性上、研修を受けにくい環境と条件にあることが問題として挙がってきた。なぜ、グループホーム援助者が研修弱者になりやすいかという理由はいくつかあるが、大きくは次の 2 点であった。

① 自分の判断だけで、研修に参加する事が難しい立場にある。(場合によっては、研修に関する情報も知らされていないことがある)

② １日の中での仕事の時間帯が、朝と夕方となっているところが多く、昼間の時間帯で自由になる時間が短い。そのため、移動に時間がかかる場所での研修には参加しにくい。

このような問題を踏まえて、移動時間がかからないように、なるべく小規模なエリアを設定し、グループホームの援助者が集まりやすい研修を企画することでモデル的にやってみたところ、研修を受ける側（世話人）からは好評だったが、新たに次のような課題も浮かび上がってきた。

小域の単位での研修を行っていこうとすると、講師も含めて人材の確保が困難であると言う事と、その地域のグループホームに呼びかけ、集まるきっかけづくりを担う人がいないと研修を組むことができないと言うことである。

このような役割を担う人材の育成のためにを関東地区、関西地区の２箇所において、計１９都道府県から７７名の人達に集まってもらい、「コアスタッフ育成のための研修」を行った。合計４日間にわたる研修を受けてもらい、その成果をそれぞれの地元で実践してもらうという取り組みを進めてきた。

その結果、グループホームどおしのつながりが出来てきている地域と、なかなか取り組みがうまくいかないという地域が出てきている。

また、参加された方の本来の業務内容も様々で、相談支援を行っている方から世話人や施設職員など、なかなか本来業務以外の時間を取ることが難しいと言うような意見もあった。

（３）なぜ、グループホームのネットワークが重要なのか

なぜ、グループホームのネットワークを作る必要があるのか、それを作ることによって期待されることとして次のようなことが考えられる。

これまで述べてきたように、援助者の孤立を防ぎ、質を高めあう機会として、グループホームのネットワークをつくり、定期的に研修の機会を持つことの意味は各地で検証されてきているところですが、グループホームのネットワークの必要性はそればかりではない。

たとえば、ネットワークができることで、入居者の抱える課題やリスクにその地域の関係者が協力して取り組むことが可能になったり、援助者どおしが課題を話しあうことによって、閉鎖的になりがちなグループホームをお互いに見守りあうしくみができはじめるのではないか。また、ネットワークが生まれることで、入居を希望する人たちの情報と、受け入れる側の情報が結ばれるしくみができるのではないか。

1、　入居希望者の希望を実現するための窓口
　病院からの退院促進や入所施設からの地域生活への移行、在宅からのグループホーム利用などの窓口
2、　入居者のセーフティーネットワーク
　入居者が地域で生活する上で起こりうるリスクに対する備え
　消費生活被害、防災等、地域とのつながりの中でリスクを軽減することが可能
3、　援助者が高めあう機会づくり
　集まって話し合う機会を作ることで、援助者が孤立することを防止し、困難な課題についても共有することができる。
4、　グループホームの見守り（モニタリング）
　閉鎖的になりがちなグループホームを開かれた状況に改善することができる。

～本研究の趣旨～

今までの実施してきた研究を踏まえながら、今回の研究に関しては、地域でグループホーム・ケアホームの支援体制を確立していくためにはどのようなことが必要かを掘り下げいくため、以下のように問題点を整理した上で、新たな視点を持ち研究を進めていくことになった。

＜問題点＞

１・グループホームの援助者が研修を受ける事が難しい。
　→　研修のあり方の研究やテキストを活用していってもらう。その為には人材の確保が必要。

２・グループホーム特有の閉鎖性の問題。
　→　以前からも問題点が指摘されているが、今も変わらず職員の利用者に対する虐待事件なども起きている。また、一方で職員自体のメンタルケアの必要性もある。運営以外の第３者の目をどのように入れるかが課題。

３・地域での情報の共有の問題
　→　グループホームを利用したい方などのニーズの情報と、退居された後や新

設された時などの空き情報などの共有の仕組みが無い。本当にその人が生活したい環境を考えた時には、この仕組みが必要。

このような問題を少しでも解決していくための仕組みとして、法人の枠を超えた「地域での横のつながり」について、実際に取り組みが行われている所の検証をしながら、恒常的に全国各地で取り組める仕組みのあり方についての研究を進めた。

～研究の方法～

1・実際に地域内での連携を持っている自治体を調査し、その実態をまとめる

全国的にはまだまだ、限られた所でしか実践されていないが、今現在でも小域の地域単位で、連携を取っている地域における実際の取り組みについて、以下の視点を中心に調査した。

1・どのような経緯があり成り立ったのか
2・どのような事を行っているのか
3・どのような人が中心で運営されているのか
4・現状の確認
5・今後の課題

方　法

・いくつかの実践を行っている地域をピックアップし、協力者を依頼する。
・協力者には、それぞれの地域での実践の検証を行っていただく。
・協力者には同時に本研究の研究者に参加いただき、複数回の会議を重ね、とりまとめを行う。

2・先進的な取り組みをしている自治体にヒアリングを行う

自立支援法では、障害福祉計画の策定の中で具体的な数値目標を入れ込むことや、各自治体単位で自立支援協議会の設置が義務付けられるなど、グループホームと言うサービスに限らず、地域での連携は必要不可欠となっている。

そのような中で、自立支援法開始前からグループホームに関する取り組みを先進的に取り組んでいる自治体に協力いただき

・現在のグループホーム関連の施策について
・各自治体のグループホームの現状（障害福祉計画等）
・各地域での連携のあり方とその課題等
・行政と民間事業者との共同のあり方

等を、取りまとめていく。

方　法

各自治体のグループホーム関係の担当者に協力を依頼し、ヒアリングを行う。

3・実際行われている所の事例を参考に、今後のあり方を検討する。

２．地域内でのグループホーム同士の連携に取り組んでいる３地域の実態紹介

～法人の枠を超えたグループホーム同士のネットワークづくりの実態と課題～

始めに、全国の中から、実際に地域内での連携が行われている３箇所（千葉県・長野県・横浜市）を選び、それぞれの所で中心的に動いている方々に協力していただき、各地域の実態と課題などの整理を行った。

（１）千葉県における取り組みから考察する

〈千葉県での取り組み〉

千葉県では、平成１６年７月に出された「第三次千葉県障害者計画　千葉県障害者地域生活作り宣言」の中で「グループホームを支援する支援ワーカーの配置をする。」と堂本元知事が謳ったことを機に、平成１７年１０月より障害者グループホーム等のバックアップ体制の充実・強化を図るために政令市と中核市を除く県内１４圏域（現在は、１３圏域）へ「障害者グループホーム等支援ワーカー」を配置する「障害者グループホーム等支援事業」を実施している。

市川・柏（現在は、中核市のため未設置）・海匝・夷隅・長生・君津圏域から始まった事業は、平成２０年度には１３圏域中１１圏域にまでの設置に至っている。

〈障害者グループホーム等支援事業〉

本事業は、千葉県が実施する中核地域生活支援センターと連携するため原則として同一の法人へ委託する形で行われている。

委託期間は、1年間。事業内容は、グループホーム等、障害児・者施設、医療機関、関係機関等への定期的な訪問などを行い、グループホーム等で生活する障害者の生活の質の向上と施設入居者等のグループホーム等への移行等地域生活への移行促進を図る。

具体的に、①設置者・世話人・利用者からの相談及び助言。②利用者の支援計画作成等。③近隣住民や自治会等とのトラブル処理。④グループホーム等を地域全体で支える体制づくり。⑤空き室情報の収集や入居希望者への情報提供。⑥利用者の就労など日中活動を含むコーディネート。⑦グループホーム等の開設等に関する支援。⑧世話人・代替職員に関する情報提供。⑨その他、グループホーム等の充実・強化のため必要と認められる業務。

これらの業務を中立公平な立場で、障害種別や法人の枠を超えて活動するために、名刺やパンフレットには法人名を載せないといった工夫をしている。しかし、本事業に対し全ての事業所が理解を示しているわけではなく訪問を断られるなど、今後も引き続き事業への理解や周知が現在も課題になっている。

〈「横のつながり」障害種別や法人の枠を超えることで出来ること〉

障害者グループホーム等支援ワーカーは、各圏域の実情に合わせ障害種別や法人の枠を超えた関係者同士が一堂に会する場を設けている。

内容は、圏域内のグループホームで起こっている問題や課題から法令に関する勉

強会、専門機関から講師を招いて「消費者問題」「防火・救命救急法」など多岐にわたっている。

実施することで、以下のようなことが見えてきた。

① 世話人、設置者など同じ立場の人が集まることによって研修のテーマが決めやすい。
→設置者やサービス管理責任者など経験年数がある人と今まで障害者と接した経験が少ない人が多い世話人とでは、研修へのニーズやレベルに差が生じてしまう。

② 研修の場だけでなく、情報交換やレスパイト的な場として
→研修により知識や利用者支援のレベルアップとしての機能の他に日頃の業務で悩んでいることなどを同じ立場の人同士で気持を受容しあう効果もある。特に設置者をはじめ法人関係者に対し言いたいことも言えず抱え込んでしまっている世話人は少なくない。

③ 圏域内の意見として行政へ働きかけやすい。
→一部の事業所では、あまり取り上げてくれなくても圏域内の意見ということで行政へより強い働きかけができる。

メリットだけではなく、課題も存在する。

① 多忙な世話人にこれ以上、研修等に時間を費やしてもらうことがいいのか。
② 参加する事業者と参加しない事業者が決まってきた。
③ 障害種別により意見が分かれてしまう。

〈まとめ〉

千葉県では、各圏域で様々な形で障害種別や法人の枠を超えた「横のつながり」が展開されている。会場では、「設置者」「世話人」それぞれの立場で、悩みや疑問をお互いに意見交換をする光景がよく見られ、時には、法人側としては耳が痛くなるような話題も出ることさえあるが、これが今のグループホームを支えている人たちの本音であり現状であると捉えている。「横のつながり」の重要性は分かりづらいものかもしれないが、実際につながりが出来ることによって大切さを実感できるのではないかと思う。

今はまだ各地の自立支援協議会の中に、グループホームの専門部会が位置づけられている地域は少ないためこのような「横のつながり」から出された意見をいかに自立支援協議会とリンクして反映させていけるかが課題ではないかと思う。

（２） 長野県における取り組みから考察する

＜はじめに＞

標記に関して、長野県及び松本圏域の取り組みを通して考察をしたい。

＜長野県及び松本圏域における取り組み＞

長野県の場合、標記取り組みについて大きく２つの枠組みがある。

先ず、一つ目として、長野県知的障害者福祉協会の地域支援部会の中で行われていた設置法人職員及び世話人向けの研修である。

この研修は支援費制度施行前から、県内グループホームの設置増が進む状況の中、

グループホームという新たな居住形態による地域生活支援のあり方について研究や関係者が情報共有していく必要に迫られ、全県レベルで開始された。

その後、支援費施行に伴い急速にグループホームの設置数が伸び、参加者が増加したこと、又、広い県内を一同に会することは物理的に困難なことから、県内４地域で平行して行われていた地域生活支援連絡会を充実させることとなり、現在に至っている。

この取り組みが進む中で、当地域の地域生活支援連絡会において改善されていった部分として、長野県知的障害者福祉協会員対象の参加枠を柔軟に受け止め、多様な事業所の参加に対応していくためＮＰＯ法人や医療法人にも参加が可能としたところが挙げられる。

更に、世話人の意見交換が円滑になるよう、設置法人の職員を入れず世話人のみの集団で会議を行うということが挙げられる。

二つ目として、県が音頭をとり、県内１０圏域に設置された障害者総合支援センター（委託相談支援事業者、指定相談支援事業者の集合体）の障害者生活支援ワーカーが幹事役となり始まった世話人連絡会及び研修会がある。

この研修会は平成１７年から始まり、年３回程実施し、開催当初から３障害のグループホームを対象とし、障害者生活支援ワーカーと世話人だけの集団で会を開催していることが特徴である。

又、前記、知的障害者福祉協会　地域生活支援連絡会の幹事と相談し、研修内容について役割分担し、本連絡会及び研修会では主に世話人のスキルアップを目的とした内容とすることと取り決めをした。

長野県では、増加する一方であるグループホームの現状を鑑み、世話人の質の向上や情報交換の場を設定していくことが急務ということで、平成１９年より研修費用が予算化され、障害者生活支援ワーカーの予算の中に組み込まれるようになった。

上記２つの取り組みは県内全圏域同様の内容で実施されているというわけではないが、法人の枠を超えた取り組みとしては、大きく２つの柱があるといって良いだろう。

詳しくは、別紙圏域毎の取り組み実態を参照していただきたい。

＜長野県及び松本圏域の取り組みから見えてきたこと＞

課題も含めこれらの取り組みから見えてきたこととして、

①世話人研修を呼びかけ、引っ張っていく人材の確保。

→　障害種別、特定団体等限定的な集まりとならないようにするためには、県、市町村、中立的な立場である指定（委託）相談支援事業者が先ずはその部分を担っていくことが適当と思われる。

それらの人材だけで運営していくと現場の課題が見落とされる危険性もあるため、世話人やサービス管理責任者も交えた中で企画、運営されていくことが望ましい。

②世話人研修・会議を開催するための費用の予算化。

→　長野県のように県、或いは、市町村で予算化していくことが安定、継続的運営のためには必要なことである。

但し、参加する立場として、世話人の出張旅費等については、設置事業所の裁量に委ねられており、それを補助するための施策、研修費用が報酬単価に組み込まれる等の措置が考えられないだろうか。

③世話人研修・会議に参加しやすいエリアの設定とは。
→　障害保健福祉圏域単位での設定が良いと思われるが、地域の実情や集まりやすさを考慮し
柔軟なエリア設定を考えたい。移動にかかる時間は世話人業務の合間を縫って集まることを
考慮し１時間以内が適当と思われる。

④世話人研修・会議への参加の動機付けとなる企画内容であること。
→　支援の質が高められるようスキルアップ的な研修内容と気軽に情報交換や意見交換ができるサロン的な要素も取り入れること。
又、一つのグループホームでは複数の世話人が勤務していることから、なるべく多くの世話人が参加できるよう、年間計画を提示し、参加できる機会を保障していくことも考えたい。

⑤世話人研修・会議を通して現場の課題が解決に向かう見通しがもてること
→　世話人が言いっ放し、課題がどこにも吸い上げられないということでは、集まりの求心力、継続性という面で疑問がある。
労働条件の改善等の課題も含め事業所や行政に施策提言するような仕組みを作っていくことも重要。

（３）横浜における取り組みから考察する

＜横浜市における取り組み＞
横浜市では、横浜市全グループホームについての取り組みではなく、横浜市の運営委員会型グループホームとその支援をおこなってきた障害者支援センターの取り組み紹介である。
もともと運営委員会型のグループホームは、障害者やその家族が運営を担っていることが多く、その運営の困難さを助け、グループホームの質が一定していることと、安定した運営がおこなわれることをはかるために障害者支援センターが支援してきた。

1983 年　障害者支援センター(当時、横浜市在宅障害者援護協会）においてグループホームに関する調査研究をおこない、グループホームの制度化について検討
ふれあい生活の家、ダンボがスタート
当時としては全国にも前例がない重い障害をもった人たちが入居するグループホーム
1985 年　A 型(運営委員会型)グループホーム試行事業開始～2 グループホーム
横浜市グループホーム連絡会スタート（3 グループホーム）

＜横浜市グループホーム連絡会の取り組み＞
運営委員会型グループホームには、スタート当初から、グループホームとしては例を見ない重い障害の人たちが入居しており、入居者の生活を支えていくためにどうすればいいのか、悩みも多く、関係者が顔を合わせるたびにうまくいかないことについて聞いてもらったり、いろいろな制度の使い方を情報交換したりしたことで、ずいぶん勇気づけられ、運営の難局に向き合ってきたことがグループホームどおしの繋がりである横浜

市グループホーム連絡会の活動へとつながった。

連絡会の構成は、グループホーム運営者、職員、入居者で、当初は、運営委員会型のグループホームの集まりであったが、現在は、運営委員会型、法人型問わず趣旨に賛同するところは会員となることができる。現在所属しているホームは 120 ホームである。

活動内容としては、以下のような活動をおこなっている。

①互助

②制度づくり

③知り合う機会(入居者部会、職員部会、定例会等)

④グループホームを市民に広める

グループホーム数が増えるにしたがって、スタートから大切にしてきたグループホームどおしの繋がりを維持していくことの困難さもかかえている。どうしても集まりに来るところと来ないところが偏ってくること、来ないところのグループホームがどのような状況にあるのかは非常に気がかりである。

＜横浜市障害者支援センターとの取り組み＞

横浜市の特徴として、全市的な活動を続けている障害者支援センターの存在がある。障害者支援センターと運営委員会型グループホームおよびグループホーム連絡会は、お互いに連携をはかりながら、入居者の地域での暮らしを支えていく方法を模索し続けている。

① 横浜市のグループホーム制度充実の実現への協同

1985 年　A 型グループホーム試行事業開始

1991年　地域生活支援事業の施行～緊急時支援者派遣費、緊急時運営費支援費

1992年　体験入居事業開始、グループホームモニター活動の検討(1993 年活動開始)

1993年　試行事業から本格実施へ～重度加算創設

入居定員による傾斜方式と夜間・週末の体制の有無を加味した補助方式施行

② 支援センターによる現場の点検活動（モニター活動）

1995 年度からの実施。

入居者の生活の見守り活動～「地域」で「あたりまえ」に「自立的」に暮らす。

障害者、家族、弁護士、学識経験者、学生などによるチームを組んでＡ型ホームを定期的に訪問し、入居者、職員、運営責任者から聞き取りをおこなっている。

③ 支援センターの地域活動支援(巡回相談)

巡回相談事業～1997 年制度化

入居者の変化、運営、その時々に起こる課題についての解決策を考えるときに必要な相談員を派遣している。

不動産、建築、保健・医療、法律、会計、税務等に関する専門家

④ 支援センターによる運営内容、入居者の生活状況の見守り

グループホームをはじめてスタートさせる団体に対して、準備期間から関わる

運営委員会、事務局会議への関わり

入居者紹介、空き情報

⑤　支援センターが入居者、家族などからの苦情解決の窓口となっている。

＜横浜市運営委員会型グループホームの取り組みから見えてきたこと＞

たまたま運営の基盤が弱いことから障害者支援センターが支援する形になった両者の関係であったが、２５年が経過した現在、振り返ってみると、グループホームの運営を超えて、障害者支援センターという第三者が関わってきたことが、グループホームにとっては重要な支援であったことを実感している。

グループホームは小規模であり、援助者数も少ない。しかし、入居者の一人一人の一生は長く、多岐にわたる支援を必要とする。そのすべてをグループホームが担っていくことは到底、できないし、またすべきでない内容の支援もある。これまで、入所施設を中心として、運営主体となる法人がその人のすべてを担っていくことを求められてきたが、その結果、その法人のやり方がその人の思いと違っていても、そのことをチェックすることはできないまま、障害者は法人のやり方にあわせた人生を送ることになっている。

第三者の関わりというのは、運営主体あるいは援助者と障害者の思いのズレを見ている存在で、それを感じたときに話し合える状況があるということを意味している。横浜市障害者支援センターが取り組んできた様々な活動（モニター活動、巡回相談、苦情受付等）は、運営主体が弱体だから必要なのではなく、どのような運営主体であってもグループホームには欠かせないしくみなのではないかと考えている。

横浜市グループホーム連絡会では、他の団体とも協力して、このしくみを将来にわたる安心のしくみとして、横浜市の全グループホームに広げていきたいと考え、取り組み始めている。

＜横浜市のグループホームの課題＞

横浜市では、全グループホームにおいて、横浜市で暮らす入居者を継続して見守り続けるしくみはできていない。

①グループホームを長期間安定したものとして支えていくしくみ
②入居者の生活の見守りについてのしくみ
③グループホーム援助者を支え、ケアしていくしくみ

横浜市のグループホーム数は、運営委員会型、法人型あわせて約４４０カ所。増えるグループホームに対して、それぞれの入居者への生活の質は守られているのか、入居者中心に援助が組み立てられているのか、という原則的なことをどのようにして確認していくのかが問われる時期に至っている。

グループホーム連絡会でも、スタートから大切にしてきたグループホームどおしの繋がりを維持していくことの困難さをかかえている。連絡会は任意の団体であるがゆえに、どうしても連絡会の集まりに来るところと来ないところが偏ってくること。顔をあわせることのないグループホームがどのような状況にあるのかは全くわからないことなど、任意の取り組みでは限界がある。

しくみとして、横浜市の全グループホームに関わる障害者支援センターのような第三者機関を置くことが必要である。

また、もっと小単位の地域ごとのしくみとして、自立支援協議会にその地域の全グループホームがつながっていくしくみもまだほとんどの地域でできていない。

３．自治体会議と今後の課題

グループホームにおいて、先進的な取り組みを行ってきた自治体（神奈川県・横浜市・千葉県・長野県）のグループホームに関わる担当の方に出席いただき、ヒアリングと意見交換を行い、各自治体の現状と課題の整理を行った上で、今後の方向性について検討を行った。

（１）各自治体の状況の整理

＜長野県のグループホームに関わる状況＞

障害福祉計画について

平成 20 年 4 月 1 日現在、障害福祉計画の達成率は 61 パーセントである。

市町村は元々目標数値にバラつきが見られる。例えば、グループホームの設置数が多い地域ほど障害福祉計画の目標値を上げていたり、逆にグループホームの設置数が少ないところが目標値も低いという傾向も見られ、市町村の意識の格差が障害福祉計画に大きく現れている。

その格差は、自立支援協議会や相談支援と市町村とのやり取りというものが心理的に影響している印象がある。

グループホームを担う人材不足について

グループホームを担う人材不足については、福祉人材全体が低迷しているため、グループホームだけということにはならない。

福祉人材の就職相談会を実施しているが、グループホームに特化しているわけではない。

世話人研修について

障害者生活支援ワーカーに世話人研修を委託している。

家族単位で暮しているグループホーム、大集団のグループホーム等グループホームの機能が多様化してきている現在、世話人研修において、グループホームでの生活について一律に語ることが難しくなっている。

又、世話人の業務も食事の支度中心というところもあれば、相談機能を備え専門的に対応しているところもあり、これも一律に語れない状況になってきている。

障害者生活支援ワーカーについて

西駒郷、入所施設、在宅からグループホームへの移行支援、入居調整という業務が役割の一つとしてある。相談支援専門員と共にグループホームの空き情報の把握をし、入居希望者に対し情報提供をしている。

又、県より世話人研修会を委託料 5 万円で受託している。

グループホーム、世話人の横の繋がりをつける取り組み

大きくは二つの流れがある。

①支援費制度施行前から長野県知的障害者福祉協会の地域支援部会にて世話人、

バックアップ担当者対象に研修を行っている。併行して県内４地域において「地域生活支援連絡会」という名称で研修、世話人会議を実施している。

②これとは別に、県、圏域障害者総合相談支援センター主催で「グループホーム等世話人連絡会及び研修会」が実施されている。

両者共、社会福祉法人に限らず、医療法人、NPO 法人、株式会社等にも案内を送付し参加できる仕組みとなっている。

内容については、両者の幹事役が事前に相談し役割分担をして、内容がダブらないよう配慮している。

自立支援協議会における取り組み

グループホーム・ケアホームに特化した部会を設置しているのは１圏域のみであるが、「地域生活」、「地域移行」、「暮らし」等の名称でグループホーム・ケアホームのことも含めて検討している部会がほぼ全県に設置されている。

松本圏域（４３万人規模、グループホーム・ケアホーム３８箇所、圏域内の移動に要する時間は１時間以内）の自立支援協議会（３市１町５村で広域的に設置）には「地域生活移行専門部会」(入所施設からの地域生活移行、在宅生活者で一人暮らしやグループホームへの移行を希望している人の願いを適えるための研究、検討していく部会)があり、そこでは、平成２１年度より世話人小部会を設置することとサービス管理責任者チーム会議を立ち上げる予定でいるが、グループホームや世話人の横のつながりを作るためのネットワークを構築していくためには、既存の社会資源である自立支援協議会を活用することが最も有効で近道であると考えられる。

長野県参考資料

障害者グループホーム関連施策について

長野県社会部障害者自立支援課

１　障害者グループホーム施設整備事業（国庫補助事業、県単独事業）

障害者グループホームの設置を促進するため、必要な施設整備に対して補助する。

※　平成 20 年度から、国庫補助事業が創設されたことにより、3 つの事業により整備を行っています。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">社会福祉施設等施設整備事業（H20～）</td><td>障害者就労訓練設備等整備事業（H20～）</td><td colspan="2">障害者グループホーム施設整備事業(県単独事業)（H14～）</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="2">県／中核市</td><td>県／中核市</td><td colspan="2">県</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">国　１/２
県・中核市　１/４
事業者　１/４</td><td>国　１/２
県・中核市　１/４
事業者　１/４</td><td colspan="2">県　１/２
事業者　１/２</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補　助
基準額
(H20)</td><td>新築</td><td>20,000 千円(上限)</td><td rowspan="2">改修
6,000 千円(上限)</td><td>新築</td><td>20,000 千円(上限)</td></tr>
<tr><td>改修</td><td>6,000 千円(上限)</td><td>改修</td><td>9,000 千円(上限)</td></tr>
<tr><td>定　員</td><td colspan="2">新築　４～10 人
改修　２～20 人</td><td>改修　２～20 人</td><td colspan="2">新築・改修
４～７人</td></tr>
<tr><td>対象法人</td><td colspan="2">社会福祉法人、医療法人、民法 34 条の法人</td><td>社会福祉法人、医療法人、民法 34 条法人、特定非営利活動法人等</td><td colspan="2">社会福祉法人、医療法人、民法 34 条法人、特定非営利活動法人等
（中核市を除く）</td></tr>
<tr><td>物件所有</td><td colspan="2">自己所有物件</td><td>賃貸物件
（特定非営利活動法人等は自己所有物件も可）</td><td colspan="2">自己所有物件
賃貸物件</td></tr>
</table>

２　知的障害者共同生活介護特別加算事業（県単独事業）

重度障害がある者がグループホームで生活する場合、県単独事業で上乗せ補助を行う。

（補助率　県１/２　市町村１/２）

１　重症心身障害者のグループホーム支援

看護師を配置したケアホーム（定員は４人とする。）に入居し、医療行為（経管栄養、痰の吸引、導尿等）を必要とする重症心身障害者に対する支援に要する経費（看護師の配置費）の基準額（入居者１人につき１月当り）

（１）　障害程度区分５または６　　34,708 円
（２）　障害程度区分６（重度障害者等包括支援）92,625 円

２　重度障害者のグループホーム支援

介護職員を配置したケアホーム（定員は４人、または５人とする。）に入居し、常時ケアを必要とする重度の知的障害者に対する支援に要する経費（介護職員の配置費）の基準額（障害程度区分４または５の入居者１人につき１月当り）

（１）４人定員　　30,083 円
（２）５人定員　　24,066 円

長野県参考資料

３　障害者総合支援センターにおける障害者生活支援ワーカーの配置

３障害対応の相談支援センターの実現（H16.10月から）

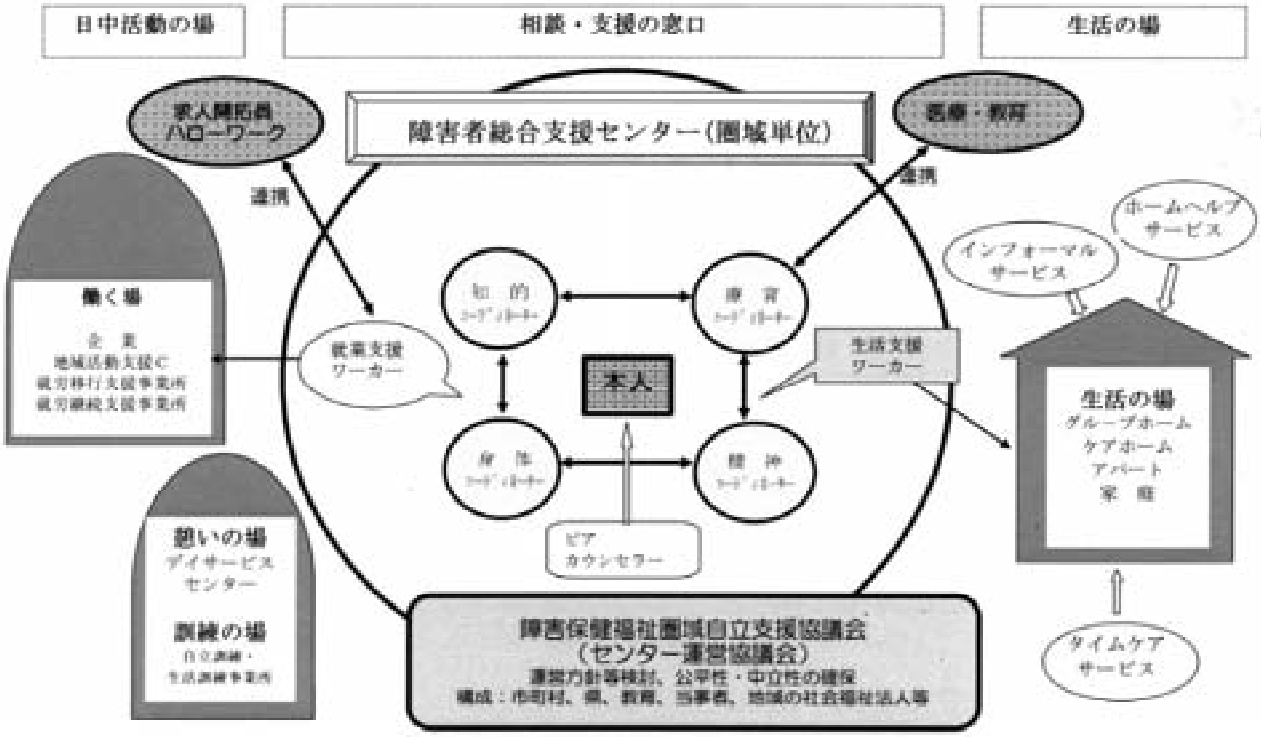

◎生活支援ワーカーの活動趣旨

障害者生活支援ワーカーは、就業支援ワーカー等と連携して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。

また、入所施設を出て、グループホームなど地域での生活を開始した者に対しては、地域で安心して生活できるよう必要な支援を行い、地域生活における自立を図る。

◎　業務内容

ア　生活支援ワーカーは､障害者等の家庭や職場等を訪問することなどにより､本人の生活上の相談、職業生活に関する相談、金銭・衣食住に関する相談、余暇活動、近隣との人間関係及び親戚等との関係調整、地域生活に関する相談等に応じるとともに、地域生活に必要な支援を行うものとする。

イ　障害者に対する支援は、訪問や電話等により随時行うものとするが、本人の就労の状況等から休日や夜間等を利用することが必要な場合も考えられるので、柔軟な対応ができるよう努める。

ウ　本人のニーズに応じた障害者ケアマネジメント手法による支援を行う。

エ　生活支援ワーカーは、市町村、福祉事務所、保健所、児童相談所、知的障害者更生相談所、養護

学校、関係施設等及び民生・児童委員、知的障害者相談員等と連携を密にし、支援対象者への支援が円滑かつ効果的に行われるように努めること。

オ　受託法人は、圏域の障害者相談支援（総合支援センター）事業の運営等に積極的に参画し、相談者等にとって利用し易く、必要な支援がワンストップで効果的に受けられるような体制づくりに協力することとする。

カ　グループホームの世話人等、障害者の地域生活を支援する者の資質向上を図ることを目的として「グループホーム世話人等研修」を実施することとする。

☆　世話人連絡会及び研修会の実施方法について

- 圏域単位で実施
- 障害分野を越えて、精神障害と知的障害と合同で実施
- 定期的に実施（圏域毎に年２～３回程度）
- 時にはケース検討も実施。
- 世話役は、生活支援ワーカーが担っている。
- サロン的な雰囲気を目指す。

☆　生活支援ワーカーが個別にグループホームへの訪問支援・助言等の実施

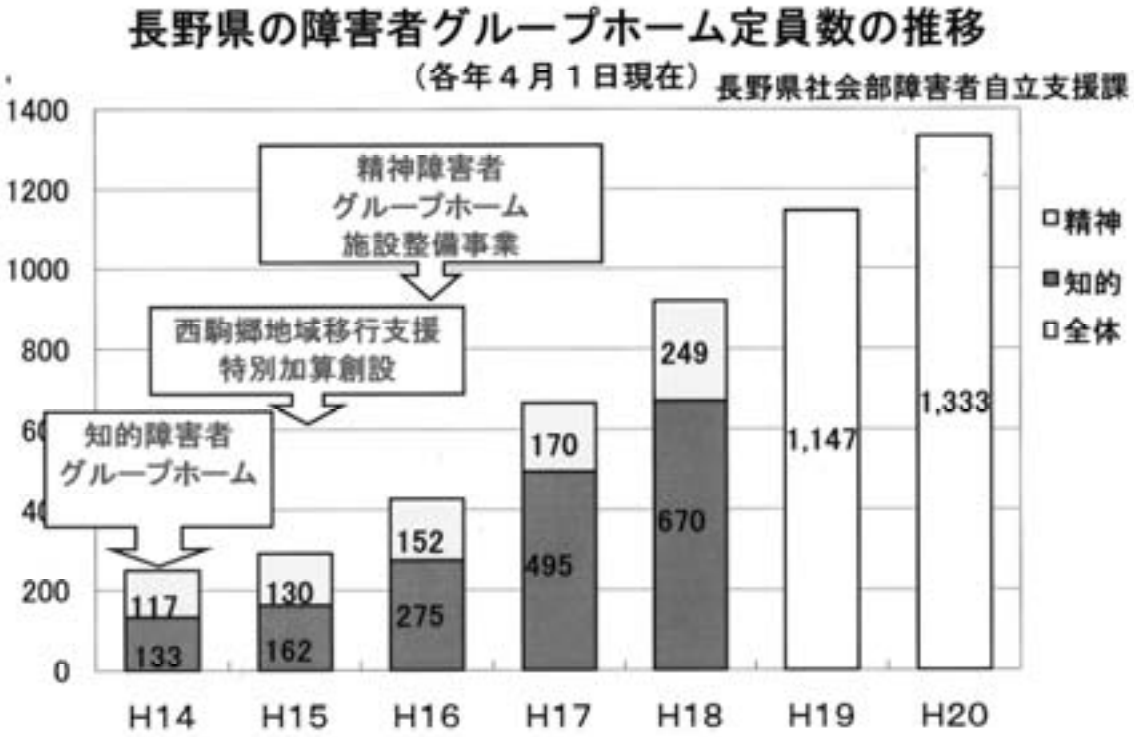

長野県参考資料

【　長野県　】

長野県は10の障害保健福祉圏域で構成されている。各圏域には障害者総合相談支援センター（委託及び指定相談支援事業所、就業・生活支援センターの集合体）が設置されている。

	北信	長野	上小	佐久	大北
ネットワークができた経緯	H18年度までは各法人内で小規模な世話人研修を実施。 H19年度に県が世話人研修の予算化。各法人のS管理責任者が相談し研修会を実施するに至った。	自立支援協議会に「くらし部会」があり、その中でGH,CHをテーマに協議がなされているが、特化されておらず、それ程活発とは言えない。	①知的障害者福祉協会の地域生活支援部会にてNWが構築された。 ②支援センター主催の世話人研修会はGH学会コアスタッフ研修以降実施。	ネットワークは構築されていないが、今後、世話人の自主的な活動となるよう、3月に1回目の世話人交流会を行った。	①地域にGHが増えたため、知障協地域生活支援部会がGHの連携を推進するために。 ②H16年度、支援センター設置に伴い、県の呼びかけにより、木曽・大北圏域と合同で世話人研修を実施。 ③H19年度自立支援協議会発足時に部会及び世話人小部会を設置。
誰が中心か	圏域総合相談支援センターの相談支援専門員、ポツセンター生活支援ワーカー、S管理責任者（6～7名）	「くらし部会」部会長は社会福祉法人のバックアップ担当者、他に退院CO.、行政、精神科病院SW、HH事業所等	①バックアップ施設及び世話人 ②支援センター相談支援専門員等	支援センター、社会福祉法人、NPO法人	①バックアップ施設 ②支援センターの生活支援ワーカー ③部会：部会長は行政の保健師、他NPO理事、小部会長、支援センター 小部会：世話人のみ
目的、機能	世話人、地域生活支援を行う者の資質向上のため			世話人の交流	GHの横の連携、情報共有 世話人のスキルアップ
問題、課題	・世話人の自主研修となり、交通費等の支給がなく、参加者が限られる。 ・日々対応に苦慮している世話人は積極的に参加するが、実は参加してほしい人に参加してもらえない。 ・企画にS管理責任者の参加ができなくなっている。	GH・CHをテーマにした「自立生活推進懇談会」に立ち上げたが、インフォーマルなためか構成員が集まりずらく、広がりがみられない。 ・世話人研修会は行っていない。		・世話人が集まらない。背景として、世話人以外の仕事を兼務している等で時間が割けないということがある。 ・設置法人の考え方の違いで参加を拒む所もある。知障協に加盟していて、同じような活動には参加しないと名言する所も。	・③小部会（世話人のみ集まり）では、世話人の労働条件（特に給与や待遇）に話題が集中。→県に議事録を挙げることとした。 ・世話人の苦情を受け付ける所がない。 ・GHの運営についてチェック機能が働いていない。県の監査は？
その他	気軽に集まれる会としていきたい。				・地域防災体制についてアンケートを実施した。 ・③にて、支援の具体的な検証を行っている。事前に個別支援計画を提出してもらい、ケア計画検討表に沿って必要な支援は何か検討している。

	松本	木曽	諏訪	上伊那	飯伊
ネットワークができた経緯	①地域にGHが増えたため、知障協地域生活支援部会がGHの連携を推進するために。 ②H16年度、支援センター設置に伴い、県の呼びかけにより、木曽・大北圏域と合同で世話人研修を実施。	①地域にGHが増えたため、知障協地域生活支援部会がGHの連携を推進するために。 ②H16年度、支援センター設置に伴い、県の呼びかけにより、松本・大北圏域と合同で世話人研修を実施。	H17年度県の呼びかけで上伊那圏域と合同で世話人研修を実施。	H17年度県の呼びかけで諏訪圏域と合同で世話人研修を実施。	H17年度県の呼びかけで世話人研修を実施。
誰が中心か	①バックアップ施設 ②支援センターの生活支援ワーカー	①バックアップ施設 ②支援センターの生活支援ワーカー	支援センター 生活支援ワーカー	支援センター 生活支援ワーカー	知障協地域生活支援部会担当者、支援センタースタッフ
目的、機能	①バックアップの情報交換、世話人の交流 ②世話人のスキルアップをメインに交流も兼ね			世話人の交流とスキルアップ	世話人の慰労、情報交換、研修の機会
問題、課題	①・知障協主催のため精神系の参加が少ない。 ・世話人の意見がバックアップに届いているか？ ②世話人の自主的な運営となっていないこと。	地域には一つの大きな法人と新しい小さな法人しかなかったため圏域内でネットワークを構築する必要性がなかった。	諏訪圏域単独ではネットワークの構築ができていない。	参加者が漸減し、固定化している。 ・圏域内に事業団運営のGHが15ヶ所あり、独自で世話人研修を行っているため協力体制がとれない。	GH間の情報共有に留まっていること。
その他	自立支援協議会中に「地域移行専門部会」が設置されていて、サビ管チーム会議、世話人小部会を設置			自立支援協議会にGHの専門部会を立ち上げていく予定	・報酬単価が低い ・世話人の確保 ・世話人の低処遇

＜千葉県のグループホームに関わる現状＞

グループホーム補助

・ 運営に対して小規模で定員が低いホームに着目した補助制度があり人材確保が目的。
・ 建設費補助は、上限を 2,100 万円とし事業者と県が２分の１ずつ負担。
・ 障害者地域生活体験事業（施設や病院、自宅からグループホームへ入居するにあたっての体験期間に対する補助。
・ 家賃補助として、家賃の半額。上限２万５千円。

県内の共同生活住居数、入居者数

・ 平成１５年度末　１４９ヶ所６６７名→平成２１年２月１日現在　４０２ヶ所１，７７１名に増加。
・

障害者グループホーム等支援ワーカー（障害者グループホーム等支援事業実施要綱参照）

・ 障害福祉圏域ごとにグループホームを支援する目的で設置。
・ 政令市、中核市を除いて県内１３圏域中１１圏域に合計１６名のワーカーを配置。
・ 事業を理解してもらえず訪問等入れない法人が存在していることは把握。
・ 県もワーカー主催の研修会などをバックアップ。

横のつながりについて

・ 県からは、形は各圏域の事情に合わせたネットワークを作ってもらいたい。「連絡協議会」「設置者会」「世話人会」「利用者会」など、別々のネットワークではなく４つの会が層になり一つのネットワークになってもらいたい。

自立支援協議会

・ 県の自立支援協議会においてグループホームだけの専門部会ではなく相談支援部会の中に一つの項目として作ることも考えている。

１，障害者グループホーム等関連施策について（平成２０年度）

千葉県健康福祉部障害福祉課

１　グループホーム、ケアホーム運営費補助

目的：グループホーム、ケアホーム運営費に対する補助

負担割合：県３／４、市町村１／４（21 年度からは県 1/2、市町村 1/2）

補助基準額：共同生活住居定員及び障害程度区分により設定

定員４人以下	区分１、２	１人月額３３，０００円
	区分３	１９，０００円
	区分４	１５，０００円
定員５人	区分１～３	１８，０００円
	区分４	１５，０００円
定員６人	区分１～４	８，０００円

２　グループホーム等建設費補助

目的：事業所の新設、増築、改修、リフォーム等に対する補助

負担割合：県１／２、事業者１／２

補助基準額：

（創設）４，２００千円×利用定員数（建物１棟につき上限５名）

（全面的改修）創設基準額×３／５×利用定員数（　〃　）

（リフォーム）建物１棟につき２，５００千円

３　グループホーム・ケアホーム開設支援費

目的：新規開設事業所に対する備品購入費補助

負担割合：県１０／１０

補助基準額：定員１人あたり３０千円

４　重度･重複障害者等ケアホーム運営事業

目的：県指定の重度・重複障害者等ケアホーム（現在２か所）の運営費に対する補助

負担割合：県１／２、市町村１／２

補助基準額：（入居対象者定員３人の場合）１人月額７２，９８０円

５　障害者グループホーム等支援事業（委託事業）

・中核地域生活支援センター受託法人又は同法人から推薦のあった法人に対し事業を委託し、グループホーム等支援ワーカーを１名ないし複数名配置し、グループホーム等の設置者、世話人、利用者に対し支援を行う。

・政令市、中核市を除く１３障害福祉圏域中１１圏域において実施（２圏域未実施）。１１圏域に１６名のグループホーム等支援ワーカーを配置

・事業概要は別紙のとおり

6　障害者地域生活体験事業

目的：施設、病院、又は在宅からグループホーム等への入居や地域での自立生活を希望する者に対し、一時的な生活体験の場を提供する。

負担割合：県１／２、市町村１／２

補助基準額：

（専用型ホーム）　１人日額　６，４００円

（空室利用型）　１人日額　３，０００円

（日中活動サービスの利用）　１人日額　２，７００円

7　障害者グループホーム等入居者家賃補助

目的：グループホーム、ケアホーム、生活ホーム、ふれあいホーム入居者に対する家賃の一部補助

負担割合：県１／２、市町村１／２

補助基準額：家賃の１／２（ただし、月額２５，０００円を限度）

8　生活ホーム、精神障害者ふれあいホーム運営費補助

目的：県単制度である生活ホーム及び精神障害者ふれあいホームの運営費に対する補助

負担割合：県１／２、市町村１／２

補助基準額：定員２名　１人月額８３，０００円

定員３名　７８，０００円

定員４名　７３，０００円

千葉県におけるグループホーム・ケアホーム・生活ホーム・ふれあいホーム設置状況

	H15年度末		H16年度末		H17年度末		H18年度末		H19年度末		21年1月1日現在	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
グループホーム・ケアホーム	68	318	115	532	180	827	130 事業所（225 住居）	1,032	146 事業所（282 住居）	1,286	160 事業所（335 住居）	1,511
生活ホーム	74	330	73	325	71	322	69	306	65	261	64	250
精神障害者ふれあいホーム	7	19	10	31	12	37	10	30	8	24	3	10
合　　計	149	667	198	888	263	1,186	209 事業所（304 住居）	1,368	219 事業所（355 住居）	1,571	227 事業所（402 住居）	1,771

千葉県参考資料

【 千葉 】
現在、GHWが配置されている圏域は11ヶ所（長生と夷隅は兼任）です。
市川・野田・印旛・香取・海匂・山武・長生・夷隅安房・君津・市原になります。
ちなみに、千葉県は合計13圏域で松戸と習志野には配置されていません。

	長生・夷隅	市川	海匂	山武	香取	市原	安房
① ネットワーク（世話人研修会・連絡協議会等）ができた経緯	グループホーム設立時事業が始まって、圏域のネットワークを作るために事務センター所長を下部組織として世話人連絡・勉強会を定期的に開催し、情報交換と利用者さんのレクレーションなどを実施しています。	・市川市内においては、それぞれ圏域毎ごとに連絡協議会が存在しており、平成１７年度千葉県障害者グループホーム等支援事業開始に伴い、圏域毎に分割した世話人連絡会（「くっきー会」等名、「市川市、連絡ホーム世話人会等」）発足。（市川市、連絡ホーム世話人会等） ・平成１８年から対象者ごとに会を分けた、「世話人」、「ホーム運営者・役員連絡会」、平成２０年から「利用者交流会」を加えた３連構成となる。 ・現在においては各社支援協議会市川地区付属会のホーム部会としての位置づけとなる。	千葉県グループホーム等連絡協議会が設立され、各圏域で会員の中から役員を選出し、その役員を中心に運営をしていくことになった。役員を中心に圏域内での人員や世話人の集まりへの参加を呼びかけ、現在に至っている。	千葉県グループホーム等連絡協議会の発足を機で、平成17年山武圏域の連絡協議会を設立することになる。圏域の地域性から、設立当初は精神障害者・高齢者のグループホームの運営困難が主となり、毎月一回話し合いをおこなってきた。	平成１８年度より千葉県の委託事業（香取市、多古町、東庄町、神崎町）に開始者CLIS等支援事業で開始者支援ワーカーが配置されたことをきっかけに、圏域内のGH等事業所の生活ホームにワーカーが声をかけ、世話人を中心にした「世話人の集まり」、設置者を中心にした「設置者の集まり」、利用者が交流する場として、「利用者交流会」を行っている。また、設置者の集まりから声があがり、平成１８年９月に『香取圏域GH等関係者合同会議』を開催した。香取圏域でGH等に関係するGH等の利用者、世話人、設置者、管理を始め、行政、福祉福祉関係者、（精神）相談関係者など、必要ある方が集まり、話し合いを行った。	・　市原圏域内では、「市原圏域世話人研修会」の中。 ・GH等事業の中にネットワーク構築の内容が盛り込まれていたこと ・市原の社協より世話人会開催の呼びかけがあったため	連絡協議会はまだ出来ていないが、世話人会は平成18年6月。各社グループホーム学会の管理者会議と千葉県グループホーム連絡協議会の運営協議会員に出ていただき研修会を開催したことがきっかけとなり、世話人さんからの要望しあって開催。
② 誰が、中心か（組織のキ責任や呼びかけ人は誰か）	・運営会議して現場者に予定を聞く（定期の手連し） ・そして、支援ワーカーです。代表はいません。呼びかけは、事務センター所長なです。	代表者は定めず 会の呼びかけは支援ワーカー	千葉県グループホーム等連絡協議会　海匂地区では、鈴木所・松所・近藤所の３法人３ヶ所グループホームの中から、設置者ホーム選出しています。今年度は、NPO法人で精神の団体を担当している。サービス管理責任者です。任期は１年ですが、継続の場合しあります。事務局は設置者グループホーム等支援ワーカーが行っています。	代表　中谷・新丸（社会福祉法人ケアーホーム福祉事業・千葉県グループホーム等連絡協議会副会長） 事務局　中原地域生活支援センターさんふるリタネット	集まりの呼びかけ人は、設置者GH等支援ワーカーの名前で行っている。ただ、中心は、あくまでそれぞれの会の世話者である。特に世話人の集まりに関しては、日ごろの連絡についての内容が主であり、初会・連絡を図れているワーカーは、見守る程度である。	・企業運営は、GHWが行なっている。	グループホーム等支援ワーカーが呼びかけ、運営にとっては運部を担いで開催
③ 目的や機能（目指しているものや理想として）	・高齢支援などワーカーがどう自に立ちか、連営内容などを含めた内容が、やすいお場としてワーカーが存在する事。	・設置者　圏域内、点における事業、開催のお有、自立支援協議会への問題提起。 ・世話人　世話人同士仲間作り、ネットワーク ・利用者　ホームにおける団体レクの一環として	千葉県グループホーム等連絡協議会では、 **地域福祉の時代を迎える中で、協議会設置の目的は次の通りである。** **1. 設置者・高齢者の地域生活を推進するとともにグループホーム等の役割を明確する。** **2. グループホーム等の持つ問題を共有する。** **3. グループホーム等の持つ問題の解決に協力して当たる。** **4. グループホーム等が過去の場として、暮らしの場として充分な制度の整備を図る。** **5. グループホーム等が安心で心豊かな地域社会を作る資源となるように努力する。** **となっています。** 　海匂地区では、設置者会（年３回）・世話人会（３ヶ月に１回）・交流会（年３回程度）を通して、各世話人と連携できる場を確保し、情報の共有や相談の問題をあきらかにし行政や他関と連携をして、障害のある人が地域のなかでありのままに生活できる社会をめざしています。 また、世話人の支援にやりがい等をあげるために、各障害の専門で支援をしている人を呼び講義について学び、学会から発行されている雑誌のポイントをみながらグループホームでの基本的な支援方法を学んでいます。 設置者会・世話人会で検討された内容を市町村に伝え、障害者の福祉や家庭福祉制度の制度も改善しています。 世話人や入居者が旅行のスーパーや駅で出会い、「こないだ空港会であったね」と対面の話をされなくてできるようになってもらえればと思っています。	・運営の生活支援の問題 ・地域の事業所での情報交換	・「設置者の集まり」、情報交換、世話人の集まりでみがった意見について、協議する機会とし、GHでの問題、課題を共有して、解決に向ける。 ・「世話人の集まり」：日常業務は、一人での仕事が多いため、自分で行っている仕事の見直しができない。そのため、この集まりを利用して、自分が日頃行っている業務を見つめなおす機会にしている。会を通じて、世話人同士の交流が出来て、同じ悩んだことがあったり、相談できる関係作りを目指す。 ・「利用者交流会」：イベントは年に３回、行っている。できれば、毎ヶ月に１度、ホームの代表が出てきて、利用者会（自治会のようなもの）を行い、利用者の意見が出せる環境を作りたいと考えている。	・　世話人さん同士の情報交換、悩みなどを打ち明けられる場にしたい。 ・事例検討解の提案、法人内の解決がみ分なところばかりではないので、設立からホームのあり方までをテーマに行なっている。 ・将来的には、行政や医療などと関係機関を巻き込みホームを支える体制を作りたい。	・設立しがちな世話人同士の関係と情報の共有 ・世話人の保護の保法 ・専門的な知識の習得（研修的に） 内容としては、 ○ 家族会形式・・・設立になりがちな世話人同士の横のつながりをつくることを第一に、悩み、情報のお有と親睦を図る ○ 研修形式・・・電子媒体について、食事について、消費者保護について、など講師を招いて研修
④ 問題点・課題	・設置者との関係の問題。 ・設置者と世話人との関係の悪さ。 ・世話者とワーカーとの問題。 ・外出などの社会的問題を支援内容の再確認。	・設置者会においても、所属事業所毎が分散されたことにより、障害種別の違いによる意見の相違や、市の違いによる福祉事業の違いがあり、会としての意見や方向性をまとめるのが困難となっている。 ・世話人会においては、同じ会と障害種別により世話人の業務内容の違いがあり、話し合いのテーマの設定が難しくできない。また、会を行う時間帯の設定も難しい。（施設を終えたスタッフを時間内の集団のあつまりに参加させるのは難ではないか） ・個人情報を管理しやすくホームの内情を話さない世話人もいる。	これまでは、相談支援事業が事務的な動きをしていましたが、将来的には世話人・設置者が主体となって運営ができるようにと考えています。今は内事や研修内容を世話人に考えてもらっている段階なので、各会が負担にならない程度に引き継げればと考えています。世話人の勤務時間、会議、会場までの距離があるとの問題から、世話人が参加できているわけではありません。将来的に実践として、「来たいときにくる、休む時はやすんでもらい、その次の機会にきてもらう」というスタンスでいます。ですので、「行ってみたい、聞いてみたい、話してみたい」と思う企画をねっていく必要があるのが課題です。	施設数のグループホーム事業所と障害者のグループホーム事業所の規模・施設者にかなり相違がみられる。高齢者グループホームについては国の基準が出たものが、施設としている。今年度に地域で高齢者・高齢者を実践していくことについては検討する必要がある。	・「設置者の集まり」：自分のところの状況を、やすんで話していただけない、自分事の有様について、話すことのメリットがないため、聞かれたことにについては答えるが、自らの報告はやない。世話人の集まりで設置者の集まりに参いて、意見が出るが、それについて、なかなか解決には出ないことが多い。 ・「世話人の集まり」：研修で勉強をしたいと意望があるも、具体的な内容まではあがってこず、実現できていない。どの集まりにしても、出てくる事業所と出てこない事業所がはっきりとしている。出てこない事業所にして、何度か、声をかけるも強制ではないので、なかなか出てきてもらえていない。 ・どの集まりにについても、参加者が同じ方で、集まりに参加していてはかある程度固定化して、会を行う必要があると、問題を感じていて感じる。	・中でに参加していないホームがあること。 ・内容がややマンネリ化しつつあること。	世話人は活動のあり方を、時間を作るのが難しいと言われてしまう。 時間帯については、ご本人の時間を割いて頂いたりしているが参加人数が少ない。 研修に関しては講師をタイムリーなもの、専門を持ってご本人にそぐわるものから呼びかけているが、これからは世話人だけでなく、ご利用者にもっと参加していただけるような企画をしていきたい。
⑤ その他		障害種別を超えたテーマの会とするのか、各障害に特化したテーマの会とするのか、連絡会が何を主旨としどこに向けての会とはっきりさせることが会を運営することで知恵となってくるのではないか。		平成年度より社会福祉法人親愛会が千葉県障害者グループホーム等支援事業の委託を受けることになる。制度や障害種別はもちろん、事業所・利用者（当事者）が抱える問題を基礎に立っており、地域生活支援センターとの連携はで明文と考える。	最初は、話し合いの場所を提供できればと思案な考えで始めたが、実際に行ってみると、各会も、事業所で、事業所毎や運営方針が違うなら、世話人の職務内容や利用者の性質、障害面など、それぞれが違うため、どの集まりにしても話し合いをとめることは難しい。ただ、今までこうゆう内容のつながりは、存在しなかったので、何はどうであれ、メモ出できることはいいことだと考える。	・参加者は、世話人さんと法人関係者（サービス管理責任者など）。参加者全世話人さんに限定しないのは、法人関係者も世話人業務をおこなっているため。 ・運営方法は、参加者からテーマの希望が無い場合のみ、GHWが計画し、約１ヶ月前に各ホームへ参加して頂内容を作成。 ・会は、５・８・１１・２月の年間、平日の１３：３０～１５：３０（昼・金が多い）。	

３，障害者グループホーム等支援事業実施要綱および平成 21 年度実施概要

障害者グループホーム等支援事業実施要綱

（事業の目的）
第１条　障害者グループホーム等（ケアホーム、生活ホーム及び精神障害者ふれあいホームを含む。以下「グループホーム等」という。）のバックアップ体制の強化を図り、グループホーム等で生活する障害者の生活の質の向上と、施設入所者、在宅障害者等のグループホーム等への移行等地域生活への移行促進を図ることを目的とする。

（事業の実施等）
第２条　この事業は、県が広域的見地に立って事業の推進を図る観点から、県が実施する中核地域生活支援センター事業を受託する法人又は同事業を受託する法人が推薦し中核地域生活支援センターとの連携が的確に行われ本事業を適切に行われると認められる社会福祉法人等に委託して、障害者グループホーム等支援ワーカー（以下「支援ワーカー」という。）を配置し実施するものとする。
２　支援ワーカーの配置に当たっては、業務内容が多岐にわたること及び責任の所在を明らかにすることから、原則として上席支援ワーカーと支援ワーカーを配置するものとする。

（対象者）
第３条　本事業の対象者は、グループホーム等に入居している者、入居を希望している者及びグループホーム等の設置事業者（世話人を含む。）とする。

（事業の内容及び実施方法）
第４条　この事業の内容等は次のとおりとする。
(1)　支援ワーカーは県が設置する中核地域生活支援センターと密接に連携を取りながら事業を実施するものとする。
(2)　支援ワーカーはグループホーム等、障害児・者施設、医療機関、関係機関等への定期的な訪問などを行い、グループホーム等で生活する障害者の生活の質の向上と施設入所者等のグループホーム等への移行等地域生活への移行促進を図るため、別表に定める業務を行う。
(3)　支援ワーカーは社会福祉士、精神保健福祉士の資格等を有する者であって、障害者の処遇業務について実務経験を５年以上又はこれと同等と認められる経験を有し、各種福祉施策を熟知している者とする。

（事業者の決定）
第５条　県が本事業を委託する事業者の決定は、事業者からの実施協議（別記第１号様式）を受けて行うものとする。

（事業者の責務）
第６条　この事業の委託を受けた事業者(以下「事業者」という。)は、中立、公正な立場から事業を実施するものとする。
２　事業者は、事業の実施について県が設置する中核地域生活支援センターと情報の共有等常に連携を図るとともに、公共職業安定所、健康福祉センター、児童相談所、障害者相談センター、市町村、福祉事務所、医療機関等と連携を密にし、事業を円滑かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

（相談・支援等の記録票の作成）
第７条　この事業の的確な実施を図るため、事業者は障害者グループホーム等支援事業相談・支援等記録票（別記第２号様式）を作成し、5 年間保管しなければならない。

（秘密の保持）
第８条　この事業の実施に当たって職務上知り得た障害者及びその家庭等に関する秘密保持については、特に留意すること。

千葉県参考資料

（実績の報告）
第９条　事業者は、事業完了後速やかに、事業の実績を知事に報告しなければならない。

（その他）
第 10 条　特別の事情により、本要綱によりがたい場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めによるものとする。

附　則
この要綱は、平成１７年８月１０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、平成１８年８月２２日から適用する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

千葉県参考資料

平成２１年度障害者グループホーム等支援事業実施概要

１　事業実施方法

障害者グループホーム等のバックアップ体制の充実・強化を図るため、県が実施する中核地域生活支援センター事業を受託する法人又は中核地域生活支援センターとの連携が的確に行われると認められ、同法人が推薦する社会福祉法人等に対し、県から事業を委託して実施する。

今後の事業のあり方については、地域移行の推進をバックアップする観点から、既存のグループホーム等の支援に加え、在宅障害者の地域移行や新規開設支援等を促進するため全圏域（千葉、船橋、柏圏域を除く。）において事業を実施する。

なお、業務内容が多岐にわたることや責任の所在を明らかにする必要があることなどから、原則として上席支援ワーカーと支援ワーカーの複数配置とする。

また、事業の実施に当たっては地域や法人の実情に応じて兼務配置等が行えるよう柔軟性を持たせるものとする。

２　実施期間

平成２１年４月１日～平成２２年３月３１日まで

３　事業者の決定

原則として障害者計画に定める障害保健福祉圏域（千葉、船橋、柏圏域を除く。）ごとに１事業者を決定し、事業を委託する。

４　具体的な業務内容

支援ワーカーの具体的な業務内容については、要綱別表に定めるとおりであるが、事業所の運営に対する助言・指導、入所施設・病院等の入所者の地域移行に重点を置いた活動を行うものとする。

５　委託料

委託料については、既存のホーム数によって圏域によって業務量に違いがあることから次のとおりとする。

なお、ホーム数は平成２１年２月１日現在のグループホーム、ケアホームの共同生活住居及び生活ホーム、精神障害者ふれあいホームの合計を基準とする。

ホーム数１０以上の圏域　　年額５，０００千円

ホーム数１０未満の圏域　　年額４，１００千円

その他知事が認めた場合（概ねホーム数５０以上）　年額８，６００千円

６　配置及び勤務形態

支援ワーカーの配置及びは原則として次のとおりとする。ただし、地域や法人の実情に応じて、１名配置とするなど、変更して差し支えないものとする。

また、勤務形態等については実情に応じて対応して差し支えないものとする。

（１）支援ワーカーの配置

ホーム数１０以上の圏域

上席ワーカー0.2 人、支援ワーカー0.8 人、計 1.0 人配置

ホーム数１０未満の圏域

上席ワーカー0.2 人、支援ワーカー0.6 人、計 0.8 人配置

その他知事が認めた場合（概ね５０以上）

上席ワーカー0.2 人、支援ワーカー1.6 人、計 1.8 人配置

※人数は常勤換算によるものとする。

（２）勤務形態等

・専任、兼務（法人業務（中核地域生活支援センターを含む）との兼務。ただし常勤コーディネーターとの兼務は不可）、常勤、非常勤はいずれも可とする。

千葉県参考資料

・また、中核が推薦する法人が受託する場合も、専任、兼務、常勤、非常勤のいずれも可とする。（ただし、他法人への再委託は認めない。）

7　支援ワーカーの実務経験

支援ワーカーの実務経験については、要綱上「障害者の処遇業務について実務経験を５年以上又はこれと同等の経験を有し、各種福祉施策を熟知している者」としているが、実際の配置に当たっては次の例を参考にされたい。

（想定される実務経験）

・上席支援ワーカーと支援ワーカーを配置する場合

上席ワーカーは障害者の直接処遇の経験のみならず、各種福祉施策を熟知していること、ＧＨ等の運営についての知識、経験が豊富であり、地域のネットワークづくり等で中心的な役割を果たしている者とする。

支援ワーカーは実務経験５年以上又はこれと同等の経験を有する者とする。

・支援ワーカーのみの配置の場合の要件

上記の上席支援ワーカーに準じた実務経験を有する者とする。

＜神奈川県のグループホームに関わる状況＞

障害福祉計画とその達成状況

障害福祉計画上は、平成 20 年度末で 4,300 人分の整備を見込んでいるが、平成 20 年の 10 月 1 日現在で 3,689 人であり、計画達成は難しい見込み。（県内の政令指定都市である横浜市、川崎市を含む数字）

県は政令指定都市以外の市町村の設置をしている。その県域では、年間 140 住居の設置を目標としている。18 年度、19 年度については、設置実績が 100 前後で目標達成はなされなかった。平成 20 年度は、上半期で 71 人分の整備が進んでおり、ほぼ計画通りに設置が進んでいる状況である。

地域による偏り

地域による共同生活住居の偏在がある。30、40 と共同生活住居が存在する市もあれば、障害福祉計画上設置ゼロという自治体もある。

神奈川県

（１）指定事業者数等

	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H20.10.1
指定事業者数	－	161(478)	172(515)	－
共同生活住居数	169 (572)	187(630)	201(698)	220(743)
定員	826 (2,734)	906(3,066)	996(3,504)	1,067(3,689)

（　　）内は全県の数字

（２）グループホーム・ケアホームに対する県施策

	立ち上げ準備		初期経費		ランニングコスト		その他
	建設費	改修費	備品購入費	敷金・礼金	運営費補助	事業費補助	家賃補助
県施策	○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	● 特別対策 「障害者自立支援基盤整備事業」 ○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	○ 県単補助 ※設置費補助　県10/10 500千円/上限 ・電話設置や共有備品等の初度備品費	● 特別対策 「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」	○ 運営費補助 ※国報酬に上乗せ ※県1/2、市町村1/2	● 特別対策 「ケアホーム重度障害者支援体制強化事業」 ○ サポート事業 「ケアホーム介護支援事業」 「グループホーム・ケアホーム体験事業」	○ サポート事業 「グループホーム等利用者地域支援事業」 ※対象限定・有期限
課題	・事業実施が、実施主体である市町村の判断に委ねられている。	・事業実施が、実施主体である市町村の判断に委ねられている。			・現行の補助水準では、小規模事業者の運営が厳しい状況。	・事業実施が、実施主体である市町村の判断に委ねられている。	・対象限定、有期限である。
成果	「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」 8件（予定）				・平成２０年度・県単運営費補助水準の見直しにより、今年度は、計画数とほぼ同水準で設置が進んでいる。		

（３）サービス見込量について

平成２０年度	平成２３年度
４，３００人分	５，９００人分

（４）地域移行計画数について

項　　目	数　　値
平成17年10月1日の施設入所者数	５，０９４人
【目標値】 地域生活移行者数	７０９人
平成23年度末の施設入所者数	４，８４８人
【目標値】 入所者減少見込	２４６人

※平成 19 年 10 月 1 日現在、地域生活移行者数は３７４人。そのうち６割弱がグループホーム等へ入居。

（５）神奈川県の取り組みについて

・グループホーム形態のサービスの設置が進まない理由として、国の報酬水準が低いことがあると思う。神奈川県所管域では、障害者自立支援法施行以来、市町村と共同で運営費の上乗せ補助を行っており、また、平成２０年度の見直しでは、運営費補助水準の引き上げを行っている。これにより、今年度は設置計画数とほぼ同水準（入居定員１４０名分増）でグループホーム形態のサービスの設置が進んでいる。尚、県内の政令市・中核市でも同様に運営費の上乗せを行っている。

　また、今後については、国の動向（報酬改定や特別対策事業の見直し等）を踏まえ、取り組みについて検討をしていくよう考えている。

＜横浜市のグループホームに関わる現状＞

市のグループホーム制度

横浜市のグループホームには、A 型（運営委員会型）と B 型がある。

A 型は、在宅障害者援護協会（現在の障害者支援センター）があった当時に作られ、20 数年以上になる。財源は市の単独事業であり、入居者は知的障害に限定されておらず、身体障害のみの方も暮らしている。市社会福祉協議会の障害者支援センターがバックアップ的に支援している。

B 型は社会福祉法人が国のグループホーム制度を活用しているもので、基準が緩和された際に、NPO 法人でも設置運営が可能となった。しかしこれ以外に、身体障害者のグループホームを社会福祉法人が運営しているものが 20 か所程度あり、これは全額市費で対応している。さらにそれ以外に、個人や NPO が運営している知的障害のグループホームもある。

精神障害のグループホームは成り立ちが違っていて、利用者の申請窓口も作り方も違っていた経過がある。精神障害のグループホームは、自立支援法の施行に合わせて運営委員会でやっていたものを全部ＮＰＯ法人化し、法定事業に移行させた。

行政の縦割りがあり、精神障害と知的・身体障害とは、別になっていたが、自立支援法の実施にともない三障害が一つになったことにあわせて、行政も一本化し、今はすべて同じ部署で担当している。

グループホーム数

横浜市のグループホームは全体で 440 ヶ所くらい。

グループホームのでき方と広がり方

グループホームのでき方として、基本は入所施設から出て入るとか、通所施設が作って、そこの利用者の方を親元から自立させるという形が多いため、グループホームは出来ても入居者は決まっているという場合が多い。入れ替えがあったとしても法人内部の人をということで、グループホームが地域の受け皿となっていない。

独立したサービスとしての利用機会

横浜市は行政区が 18 区あり、区の中で自立支援協議会もあるが、グループホームが通所や入所と一体となって位置づいているところがあるので、独立したサービスとしての利用の機会がうまく作られていない。市民から空き情報はどうすれば取れるのかという問い合わせもあるが、窓口がないため、個別にあたるしかない状況。

障害者支援センターについて

障害者支援センターは、A型のグループホームに対して、横浜市の補助金を執行しつつ、入居者の様子を見守り、運営委員会や事務局会議の中に入って、それぞれのグループホームに質的な大きな差異がおこらないように運営面でも支援していく役割を果たしてきた。

障害者支援センターの関わりがあったことで、A型のグループホームは、第三者機関の目が届くしくみを試行してきたと言える。

グループホームを支援するしくみ

横浜市にはグループホームを支援する全体の仕組みはない。

支援センターは全市的なものではあるが、基本的にA型グループホームの支援をおこなってきた。

横浜市の全部のグループホームに支援が行き届いているということにはなっていないのが今の大きな課題。

グループホームに必要な支援

支援センターの取り組みの中から重要なこと。

①モニター活動。入居者の生活の見守り活動。
障害者、家族、弁護士、学識経験者、学生などによるチームを組んで、グループホームを定期的に訪問。
入居者、職員、運営責任者から聞き取りを行い、その場のグループホームの雰囲気を感じ取り、問題点と思われることを運営者に返すという取り組み。
不祥事が発生して監査になるような事態を引き起こすことのないように、ふだんの日常的な状況を把握し、点検していく活動として、非常に大事なものと考えている。
②巡回相談。
巡回相談の実施は、1977 年度から設けられたもので、これはグループホームだけではなく、作業所や活動ホームにも派遣されている。
入居者の変化によって起こる重要な課題、あるいは運営面の課題について解決策を考える時に必要な専門の相談員を派遣するという取り組み。
相談員は、支援センターが地域とのつながりの中で必要と思われる分野の専門家を確保。不動産業、建築、保健医療、法律、会計、税務関係者等の専門家が揃っている。
必要としているところに訪問して相談にのり、いい解決のしかたを一緒に考えてくれる。分野が多岐にわたっているので、うまく機能している。これは、グループホームにとって、非常に大事な機能。

グループホームの質の安定について～準備段階へのかかわり
支援センターでは、グループホームを初めてスタートさせる団体に対して、準備期間から関わるということが行なわれている。
準備段階から関わることの意味は、主に入居者中心ということについて、準備を通して話し合いながらやっていけるということ。自分たちの思いだけで作れてしまうグループホームの質のあり方について課題がある。

グループホームの空き情報、入居者紹介、苦情解決の窓口
運営委員会とか、事務局会議の中に支援センターの職員が加わることで、中の状況を把握し、いろいろなことを話し合えている。
入居者紹介、空き情報は、仕組みとしてきちんとしたものがあるわけではないが、関わりの中からそれらの情報が集まってくるという機能もある。
支援センターが入居者、家族からの苦情解決の窓口にもなっている。実際に苦情解決の仕組みというのも、支援センターからの指導で、各ホームが作っている。

担ってきた家族がいなくなっても安心して暮らせるしくみ
Ａ型のグループホームは、運営を担ってきた家族の高齢化で、職員が運営を担う必要性に迫られており、世代交代の時期。
Ａ型グループホームは、家族の力を借りて運営をしてきているので、運営をする人やサービス管理責任者を職員の中に置くという仕組みにはなっていない。
１個のグループホーム運営では、職員規模も小さく、継続という意味で不安定になりやすいために、複数運営化という取り組みをはじめている。

横のつながり～援助者をケアしていくしくみ
安定した援助体制を作るためには、援助者を支えケアしていく仕組みをどうするかということが、課題である。
Ａ型グループホームにおいては、連絡会で職員どおしの研修の機会、話し合いの機会をもっているが、グループホームの仕事をやりながら定期的に集まることは困難。しくみとしての横のつながりが必要。

横浜市参考資料

グループホーム・ケアホームに対する国・県・市町村施策

	立ち上げ準備		初期経費		ランニングコスト		その他
	建設費	改修費	備品購入費	敷金・礼金	運営費補助	事業費補助	家賃補助
国施策	○ 社会福祉施設等施設整備費補助	○ 障害者就労訓練設備等整備事業費（グループホーム等改修事業） ○ 特別対策 「障害者自立支援基盤整備事業」	×	○ 特別対策 「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」	○ 本体報酬 各種加算	○ 特別対策 「ケアホーム重度障害者支援体制強化事業」	×
県施策	○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	○ 特別対策 「障害者自立支援基盤整備事業」 ○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	○ 県単補助 ※設置費補助　県10/10 500千円/上限 ・電話設置や共有備品等の初度備品費	○ 特別対策 「グループホーム・ケアホーム整備推進事業」	○ 運営費補助 ※国報酬に上乗せ ※県1/2、市町村1/2	○ 特別対策 「ケアホーム重度障害者支援体制強化事業」 ○ サポート事業 「ケアホーム介護支援事業」 「グループホーム・ケアホーム体験事業」	○ サポート事業 「グループホーム等利用者地域支援事業」 ※対象限定・有期限
市町村施策	○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	○ サポート事業 「グループホーム・ケアホーム設置促進事業」	×	×	○ 運営費補助 ※国報酬に上乗せ ※県1/2、市町村1/2	○ 特別対策 「ケアホーム重度障害者支援体制強化事業」 ○ サポート事業 「ケアホーム介護支援事業」 「グループホーム・ケアホーム体験事業」	○ サポート事業 「グループホーム等利用者地域支援事業」 ※対象限定・有期限 ○ 市町村単独事業

横浜市障害者グループホーム設置運営要綱

制　　定　昭和 60 年８月１日
最近改正　平成 18 年３月 31 日福障福第 11516 号
（局長決裁）

（目　的）
第１条　この要綱は、知的障害者又は身体障害者（以下「障害者」という。）が 地域で共同で生活を営む障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）の設置を促進し、障害者の自立した生活を支援することを目的とする。

（設置及び運営主体）
第２条　グループホームの設置運営主体（以下「設置運営主体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（１）障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）における共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）
（２）前項に規定する事業者を除く法人（以下「法人」という。）であって、知的障害者援護施設等の施設を経営する者、若しくは、他の関係施設の機能を活用すること等により、支援体制が確保できると見込まれる者
（３）運営委員会
２　運営委員会は、７人以上で、概ね次の者で構成する。
（１）入居者の代表者
（２）世話人の代表者
（３）入居者の家族等の代表者
（４）障害者福祉関係者
（５）ボランティア関係者
（６）地域住民の代表者
（７）その他

（設置協議）
第３条　グループホームを設置、運営しようとする事業者及び法人は、あらかじめグループホーム設置協議書（第１号様式・以下「協議書」という。）により市長の承認を受けなければならない。
２　運営委員会がグループホームを設置、運営しようとする場合は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と協議し、市社協が協議書を市長に提出して承認を受けなければならない。

（入居対象者）
第４条　事業者の設置、運営するグループホームの入居対象者は、自立支援法における共同生活援助の支給決定を受けている者とする。
２　前項以外のグループホームの入居対象者は、原則として市内に居住する 15 歳以上の障害者であって、グループホームの入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）とする。
３　前項の各号すべてに該当する精神障害者についても、グループホーム本来の目的を損なわない範囲内で入居対象者とすることができる。なお、その場合においても、入居者数の半数以上とすることはできない。

横浜市参考資料

（入居者数）
第５条 グループホームの定員は、概ね５人とし、４人以上７人以下の範囲とする。

（設置基準）
第６条　グループホームの設置については、次の基準によるものとする。
（１）設置場所は緊急時等においても適切かつ迅速な支援を受けることができること。
（２）生活環境に十分配慮された場所にあること。
（３）近隣との交流が図れる場所にあること。
（４）建物は原則として、設置運営主体が所有権又は賃借権を有すること。
（５）日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、世話人が入居者に対して適切な援助が行える形態であること。
（６）個々の入居者の居室は、原則として個室とすること。
（７）居間、食堂等入居者が相互交流できる場所を有していること。
（８）入居者の安全及び保健衛生が確保されていること。

（世話人）
第７条　グループホームには、世話人を配置しなければならない。
２　世話人は、障害者の福祉の増進に熱意があり、数人の障害者の日常生活を適切に援助する能力がある者とする。
３　世話人は、入居者の人格を尊重した援助をしなければならない。
４　世話人は、設置運営主体と委託契約又は雇用契約を結んだ者とする。

（運　営）
第８条　設置運営主体は、入居者の状態、能力等を把握し、援助の方針を定めるとともに、次に掲げる業務を行うものとする。
　なお、第２号、第５号及び第６号の業務については、その全部又は一部を世話人に行わせることができる。
（１）世話人の選定及び代替要員の確保
（２）入居者に対して食事の提供、健康管理・金銭管理の援助、余暇利用の助言等日常生活に必要な援助を行うこと。
（３）緊急時の対応、職場等における問題への対応、財産管理等入居者に対し、前号に掲げるもの以外の必要な援助を行うこと。
（４）世話人の指導、監督、援助、研修を行うこと。
（５）入居者の生活状況、食事の内容等に関する記録を行うこと。
（６）入居者負担金を徴収し、それを適正に管理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備すること。
（７）グループホーム運営に係る会計に関する諸帳簿を整備しておくこと。

（変更承認等）
第９条　設置運営主体は、次に掲げることを行う場合には、あらかじめグループホーム設置運営（変更・廃止）申請書（第２号様式の１）により、市長の承認を受けなければならない。
（１）グループホームの移転又は廃止
（２）グループホームの定員又は運営形態の変更
（３）グループホームに関する名称等の変更
２　設置運営主体は、次に掲げる変更が生じた場合には、変更の事由が生じてから７日以内にグループホーム設置運営変更届出書(第２号様式の２)により、市長に届出をしなければなら

ない。
（1） 世話人の変更
（2） 入居者等の変更
3 前2項の規定にかかわらず、運営委員会が設置、運営するグループホームについては、運営委員会が市社協と協議し、市社協がグループホーム設置運営（変更・廃止）申請書又はグループホーム設置運営変更届出書を市長に提出しなければならない。

（援護の実施者）
第10条 事業者が設置運営するグループホームの入居に関する援護は、入居対象者の居住地を管轄する福祉保健センター長が行うものとする。
2 法人等が設置運営するグループホームの入居に関する援護は、当該グループホームの所在地を管轄する福祉保健センター長が行うものとする。ただし、市外に居住地を有する入居者については、当該居住地を管轄する都道府県、市町村が行うものとする。

（利用の決定）
第11条 事業者が設置運営するグループホームへの入居を希望する場合は、自立支援法における共同生活援助制度の取扱によるものとする。
2 法人が設置運営するグループホームへ入居を希望する場合の申請及び利用決定については、支給期間を除き前項の取扱を準用するものとする。
3 前2項の規定にかかわらず、運営委員会が設置、運営するグループホームについては、市社協の定めるところによる。

（体験入居）
第12条 福祉保健センター長は、第4条に規定する入居対象者の要件を満たし、グループホームへの入居を希望する障害者に対し、体験入居を実施することができる。
2 体験入居の決定については、当該グループホームの入居者の状況、居室の状況等を考慮した上で、前条第1から3項の規定に準じ、グループホーム体験入居申請書（第3号様式）、グループホーム体験入居（承認・不承認）決定通知書（第4号様式）により行うものとする。
3 前各項の規定にかかわらず、運営委員会の設置するグループホームについては、市社協の定めるところによる。
4 体験入居の期間は、1人30泊を限度とする。

（入居者及び世話人の費用負担）
第13条 家賃、 飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居者の収入、世話人の援助の形態等を勘案して設置運営主体が定め、 入居者及び世話人が負担するものとする。

（人権擁護）
第14条 設置運営主体は、グループホームの運営に際して、入居者への虐待や人権侵害等が行われることがないよう細心の注意を払わなければならない。

（運営状況等の報告等）
第15条 市長は、グループホームを設置する法人又は市社協に対し、必要に応じ運営状況等の報告を求め、又は調査することができる。

（補助金等の交付）
第16条 グループホームの設置、運営に係る補助金の交付については、別に定める。

横浜市参考資料

（その他）
第17条　この要綱に規定のない事項については、健康福祉局長が定める。

附　則
1　この要綱は、昭和60年８月１日から施行する。
2　横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱（昭和53年10月１日施行）は、廃止する。
3　横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱(昭和58年３月１日施行)は廃止する。
4　この要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームは､昭和60年４月１日をもってこの要綱の規定に基づくグループホームＢ型とみなし、第１総則９補助金等の交付に関する規定は、同日から適用する。
5　この要綱の施行前にこの要綱により廃止される前の横浜市精神薄弱者通勤ホーム及び精神薄弱者福祉ホーム運営要綱、横浜市精神薄弱者通勤ホーム設置費補助金交付要綱の規定に基づき設置されている精神薄弱者通勤ホームに対し、同要綱の規定に基づき支給された交付金は、この要綱の規定に基づく交付金の内払とみなす。
6　グループホームＡ型については、昭和62年３月31日までを試行期間とする。

附　則
1　この要綱は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、昭和62年４月１日から施行する。
2　グループホームＡ型については、当分の間試行期間とする。

附　則
1　この要綱は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。
2　別表はこれを廃止する。

附　則
1　この要綱は、平成５年４月１日から施行する。
2　グループホームＡ型の試行期間については、平成５年３月31日をもって終了する。

附　則
1　この要綱は、平成８年４月１日から施行する。
2　第６条第６項に規定する床面積については、すでに設置されているもので要件に満たないものがある場合に限り、当分の間猶予期間を設ける。

附　則
1　この要綱は、平成12年４月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成14年１月１日から施行する。

附　則
1　この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成18年４月１日から施行する。

横浜市参考資料

横浜市障害者グループホーム設置運営費補助要綱

制　　定　平成４年４月１日 民障援第 862 号（市長決裁）
最近改正　平成 18 年４月１日 健障福第１１６７８号（市長決裁）

（目的及び趣旨）
第１条　この要綱は、障害者が地域で自立した生活を送る障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）に助成を行うことにより、設置の促進と入居者の生活の安定を図ることを目的とする。
２　この要綱は、グループホームの設置及び運営に要する経費に対し、予算の範囲内において行う補助金等の交付について、必要な事項を定める。
３　前項の補助金等の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。ただし、社会福祉法人に対する助成については、前記に定めるもののほか社会福祉法（昭和 35 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年７月横浜市条例第 15 号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（用語の定義）
第２条　この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（補助事業者等の範囲）
第３条　この要綱における補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するグループホームを設置運営するものとする。
（１）横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「グループホーム要綱」という。）の適用を受けるもの
（２）神奈川県知的障害者生活ホーム設置運営要綱の適用を受けるもの
（３）川崎市知的障害者グループホーム設置運営要綱の適用を受けるもの
（４）知的障害者地域生活援助事業実施要綱（平成元年５月 29 日児発第３９７号厚生省児童家庭局長通知）の適用を受けるもの
（５）その他当該グループホームの所在地を管轄する自治体の長により設置運営承認をうけたグループホームであり、市長が適当と認めるもの

（補助対象経費等）
第４条　補助事業者等への補助額の算定方法及び補助対象となる経費は次の各項による。
（１）障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）における共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）が設置運営するグループホームは別表１の定めによる。
（２）事業者を除く法人が設置運営するグループホームは別表２の定めによる。
（３）前２号に該当しない運営委員会等が設置運営するグループホームは別表３の定めによる。
２　設置費は、グループホームを新規に設置する場合に限り補助する。ただし、やむを得ない事情で移転又は居室増が必要となるグループホームで、市長が必要と認めるときは、この限りではない。
３　前２項の規定にかかわらず、本市外に設置されるグループホームについては、運営基本費、体験入居費及び入居者を対象とした家賃補助に限り補助する。この場合、当該グループホームの所在地を管轄する自治体が別表と異なる基準を定めたときは、当該自治体の基準によるものとする。

４　運営基本費において「介助加算」の対象とされる入居者は、事業者を除く法人及び運営委員会等（以下「法人等」という。）が設置運営するグループホーム入居者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める１級又は２級に該当する障害を有するもの

（２）児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が３５以下と判定されたもの

（３）身体障害者手帳の交付を受けた者であって、等級表に定める３級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所又は障害者更生相談所において知能指数が５０以下と判定されたもの

（４）前各号に該当しない者で、別表４の表中３項目で９点以上に該当する状態（以下「行動障害」という。）にあるもの

５　前項第４号に定める行動障害の認定は、次により行うものとする。

（１）グループホームの補助事業者等は、該当する入居者の居住地を管轄する福祉保健センター長（以下「福祉保健センター長」という。）に対し、グループホーム入居者行動障害認定依頼書（第１号様式・以下「依頼書」という。）を提出し、認定を依頼する。

（２）福祉保健センター長は、依頼書に基礎調査票を添えて、障害者更生相談所に判定を依頼し、判定結果を参考に行動障害の該当、非該当を決定して、グループホーム入居者行動障害認定通知書（第２号様式）により、補助事業者等に通知するとともに、健康福祉局長に報告する。

（３）認定の効力は原則として３年間継続するものとし、効力を失った後の再認定は妨げない。

６　体験入居費において「介助型」の単価が適用される入居者は、第４項各号のいずれかに該当する者とする。

（設置費補助金の交付申請）

第５条　補助金規則第５条第１項の規定により市長が定める設置費に係る補助金（以下「設置費補助金」という。）交付申請書の提出期日は、原則として、グループホーム設置費用の確定した日の翌日から起算して７日以内とする。

２　前項によりがたい場合の設置費補助金の交付申請書の提出期日は、補助事業等の内容及び設置時期等を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

３　補助金規則第５条第１項の規定により設置費補助金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、グループホーム設置費補助金交付申請書（第３号様式）によるものとする。

４　補助金規則第５条第２項第１号に規定する書類は、グループホーム運営計画書（第４号様式）とする。

５　補助金規則第５条第２項第３号及び第４号に規定する書類は、グループホーム設置予算書（第５号様式）とする。

６　補助金規則第５条第２項第５号の規定により市長が必要と認める設置費補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

（１）建物賃貸契約書及び権利取得に要した費用の記載された書類の写し

（２）家屋改造費の請求書又は領収書の写し及び家屋改造か所の図面

（３）初度調弁にかかる物品の請求書又は領収書の写し

（４）その他市長が必要と認める書類

７　補助金規則第５条第３項の規定により市長が設置費補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（設置費補助金の交付決定通知）

第６条　補助金規則６条第３項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、グループホーム設置費補助金不交付決定通知書（第６号様式）により行うものとする。

横浜市参考資料

２　補助金規則第８条の規定による補助金交付決定通知は、グループホーム設置費補助金交付決定通知書（第７号様式）により行うものとする。

（設置費補助金の実績報告）

第７条　補助金規則第 14 条第１項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

（１）第 14 条第１項第１号に基づく書類　グループホーム設置事業実績報告書（第８号様式）

（２）第 14 条第１項第２号に基づく書類　グループホーム設置決算書（第９号様式）

（３）第 14 条第１項第４号に基づき市長が必要と認める書類　各経費の領収書の写し

２　補助金規則第 14 条第４項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（設置費補助金額の確定通知）

第８条　補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知はグループホーム設置費補助金確定通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

（設置費補助金交付の請求）

第９条　補助金規則第 18 条第１項の規定による補助金の交付の請求は、グループホーム設置費補助金請求書（第 11 号様式）により行わなければならない。

（運営費補助金の交付申請）

第 10 条　補助金規則第５条１項の規定により市長が定めるグループホームの運営に係る補助金（以下「運営費補助金」という。）交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業等の内容及び設置時期等を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

２　補助金規則第５条第１項の規定により運営費補助金の交付を受けようとする者が提出する申請書は、グループホーム運営費補助金交付申請書（第 12 号様式）によるものとする。

３　補助金規則第５条第２項第１号に規定する書類は、グループホーム運営計画書（第４号様式）とする。

４　補助金規則第５条第３項の規定により市長が運営費補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類並びに補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（運営費補助金の交付決定通知）

第 11 条　補助金規則第６条第３項の規定による運営費補助金を交付しない旨の決定通知は、グループホーム運営費補助金不交付決定通知書（第 13 号様式）により行うものとする。

２　補助金規則第８条の規定による運営費補助金交付決定通知は、グループホーム運営費補助金交付決定通知書（第 14 号様式）により行うものとする。

（運営費補助金の変更交付申請）

第 12 条　前条第２項により交付決定を受けた運営費補助金額が変更となる場合は、市長あて運営費補助金変更交付申請を行わなければならない。

２　補助金規則第５条１項の規定により市長が定めるグループホームに係る運営費補助金変更交付申請書の提出期日は、原則として、当該変更事由が生じた日から起算して 30 日以内とする。

３　前項によりがたい場合の運営費補助金の変更交付申請書の提出期日は、補助事業等の内容等を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

4　補助金規則第５条第１項の規定により運営費補助金の変更交付を受けようとする者が提出する申請書は、グループホーム運営費補助金変更交付申請書（第 15 号様式）によるものとする。

5　補助金規則第５条第２項第１号に規定する書類は、グループホーム運営計画書（第４号様式）とする。

6　補助金規則第５条第３項の規定により市長が運営費補助金変更交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類並びに補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

7　補助金規則第５条第１項の第５号の規定により市長が必要と認める運営費補助金変更交付申請書への添付書類は、次の各号に定める書類とする。

（１）　運営費補助金交付決定通知書の写し

（２）　その他市長が必要と認める書類

（運営費補助金の変更交付決定通知）

第 13 条　補助金規則第６条第３項の規定による運営費補助金を変更交付しない旨の決定通知は、グループホーム運営費補助金変更不交付決定通知書（第 16 号様式）により行うものとする。

2　補助金規則第８条の規定による運営費補助金変更交付決定通知は、グループホーム運営費補助金変更交付決定通知書（第 17 号様式）により行うものとする。

（運営費補助金の実績報告）

第14条　補助金規則第14条第１項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、グループホーム運営実績報告書（第 18 号様式）とし、当該会計年度終了後 30 日以内に、グループホーム運営状況報告書（第 19 号様式）及び運営収支決算書を添付して提出しなければならない。

2　補助金規則第 14 条第４項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

（運営費補助金額の確定通知）

第15条　補助金規則第15条の規定による運営費補助金額確定の通知はグループホーム運営費補助金確定通知書（第 20 号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第16条　補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付できる場合は、補助事業者等が、事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

2　前項の規定により補助金を交付する場合は、原則として四半期ごとに交付するものとする。

（運営費補助金交付の請求等）

第 17 条　補助金規則第 18 条第１項の規定による運営費補助金の交付の請求は、グループホーム運営費補助金請求書（第 21 号様式）により行わなければならない。

2　家賃補助及びバックアップ事務費については、前条２項の規定により、 原則として、四半期ごとの概算払いとし当該四半期終了後７日以内に精算を行うものとする。

3　前項の運営費補助金に対する精算は第 22 号様式によるものとする。

（申請の取下げの期日）

横浜市参考資料

第 18 条　補助金規則第９条第１項の規定により市長が定める設置費及び運営費補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

（運営基本費の取扱い）

第 19 条　第 10 条から第 18 条までの規定にかかわらず、第４条第１項１号に規定する事業者の運営基本費については、自立支援法における共同生活援助事業費の取扱いによるものとする。

２　第 14 条から第 18 条までの規定にかかわらず、第４条第１項２号に規定する事業者を除く法人及び第４条第３項に規定する本市外に設置されるグループホームの運営基本費については、自立支援法における共同生活援助事業費の取扱いによるものとする。

（体験入居費の交付）

第 20 条　体験入居の申請は、グループホーム要綱第 12 条の規定に基づき、体験入居を希望する障害者が福祉保健センター長に対して行うものとする。

２　体験入居費については、福祉保健センター長からグループホーム体験入居承認決定を受けた者が体験入居するグループホーム運営主体に対し、体験入居実績に応じて交付する。

３　体験入居費の交付を受けようとする者は、体験入居実施後、原則として、四半期終了後７日以内にグループホーム体験入居実績報告書(第 23 号様式)により実績報告を行い、福祉保健センター長が発行するグループホーム体験入居承認決定通知書の写しを添付して体験入居費の交付を受けなければならない。

（運営委員会が設置運営するグループホームへの補助金の交付）

第 21 条　第 10 条から第 17 条の規定にかかわらず、第４条第１項２号に規定するに規定する運営委員会が設置運営するグループホームに対する補助金の交付等は、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を通じて行う。

（市社協の責務）

第 22 条　市社協は、 グループホームの設置運営について運営委員会を指導し、横浜市と協議のうえこの補助を行うものとする。なお、本要綱に定めるもののほか、補助の実施に必要な事項は市社協が別に定める。

（交付の条件）

第 23 条　本要綱に基づき交付された補助金は、グループホームの設置及び運営以外の目的に使用してはならない。

（財産処分の制限）

第 24 条　本要綱に基づく補助金により取得した権利及び物品については、グループホームの設置及び運営以外の目的に使用してはならない。

２　本要綱に基づく補助金交付を受けた後に、グループホームの設置及び運営を中止又は廃止する場合は、補助金により取得した権利及び物品の処分について市長と協議し、その指示に従わなければならない。

（書類の整備等）

第 25 条　補助金規則題 25 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、５年とする。

（委　任）

第 26 条　この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

付　則

この要綱は平成４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成７年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 10 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 11 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 12 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 13 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 13 年４月 12 日から施行する。

付　則

この要綱は平成 14 年１月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 15 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 16 年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 18 年４月１日から施行し、平成 18 年度の予算にかかる補助金等から適用する。

横浜市参考資料

別表１（第４条第１項第１号）自立支援法共同生活援助事業者

補助項目		補助基準額	算定方法	補助対象
設置費	初度調弁費	１ﾎｰﾑ　500,000円	当該経費の実支出額と補助基準額のうち，少ない方の額	入居者が共用する家具・什器等
	整　備　費	１ﾎｰﾑ　3,062,000円		権利取得費・家屋改造費
運営費	運営基本費	１人月額　（自立支援法の介護給付費・訓練等給付費に加算）	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
	家賃補助	１ホーム月額177,000円 ただし、市街化調整区域内の平成18年度以降設置分は、150,000円	月額家賃の１／２と補助基準額のうち，少ない方の額	家屋賃借料
	バックアップ事務費	１ホーム年額　300,000円	年度途中の設置，廃止等の場合は月割り	運営主体がホーム職員を支援するための経費
体験入居費		１人１泊 基本型　3,230円 介助型　5,430円	単価×利用泊数 （１回は30泊を限度）	体験入居のために要する経費 （食費等個人負担経費を除く）

○ 基本運営費　単価（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	４人定員	５人定員	６人定員	７人定員
平日運営	21,610円	27,060円	30,680円	33,370円
平日及び平日夜間体制あり	31,410円	34,860円	37,180円	38,970円
365日運営	21,820円	28,120円	32,390円	35,580円
365日及び夜間宿直体制あり	47,820円	40,620円	41,990円	43,780円

別表２（第４条第１項第２号）事業者を除く法人

補助項目		補助基準額	算定方法	補助対象
設置費	初度調弁費	１ﾎｰﾑ　500,000円	当該経費の実支出額と補助基準額のうち，少ない方の額	入居者が共用する家具・什器等
	整　備　費	１ﾎｰﾑ　3,062,000円		権利取得費・家屋改造費
運営費	運営基本費	１人月額 基本分　（下記） 介助加算 66,000円	単価×入居者数 ただし、月の途中で入退去があった場合は、日割計算とする。	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
	家賃補助	１ホーム月額177,000円 ただし、市街化調整区域内の平成18年度以降設置分は、150,000円	月額家賃の１／２と補助基準額のうち，少ない方の額	家屋賃借料
	バックアップ事務費	１ホーム年額 300,000円	年度途中の設置，廃止等の場合は月割り	運営主体がホーム職員を支援するための経費
体験入居費		１人１泊 基本型　3,230円 介助型　5,430円	単価×利用泊数 （１回は30泊を限度）	体験入居のために要する経費 （食費等個人負担経費を除く）

○ 運営基本費 基本分 単価（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	４人定員	５人定員	６人定員	７人定員
平日運営	81,800円	75,200円	70,800円	67,600円
平日及び平日夜間体制あり	91,600円	83,000円	77,300円	73,200円
365日運営	92,200円	84,400円	79,300円	75,600円
365日及び夜間宿直体制あり	118,200円	96,900円	88,900円	83,800円

※ 介助型対象入居者の運営基本費は「基本分＋介助加算」の金額とする。

横浜市参考資料

別表３（第４条第１項第３号）運営委員会

補助項目		補助基準額	算定方法	補助対象
設置費	初度調弁費	１ﾎｰﾑ　500,000円	当該経費の実支出額と補助基準額のうち，少ない方の額	入居者が共用する家具・什器等
	整　備　費	１ﾎｰﾑ　3,062,000円		権利取得費・家屋改造費
運営費	家賃補助	１ホーム月額177,000円 ただし、市街化調整区域内の平成18年度以降設置分は、150,000円	月額家賃の１／２と補助基準額のうち，少ない方の額	家屋賃借料
	バックアップ事務費	１ホーム年額 300,000円	年度途中の設置，廃止等の場合は月割り	運営主体がホーム職員を支援するための経費
運営基本費		１人月額 基本分　（下記） 介助加算 66,000円	単価×月初日入居者数	職員雇用費、旅費、役務費、需用費、その他入居者の援助に要する経費
体験入居費		１人１泊 基本型　3,230円 介助型　5,430円	単価×利用泊数 （１回は30泊を限度）	体験入居のために要する経費 （食費等個人負担経費を除く）

○ 運営基本費 基本分 単価（ホームの定員及び援助体制によって単価を設定）

援助体制	４人定員	５人定員	６人定員	７人定員
平日運営	81,800円	75,200円	70,800円	67,600円
平日及び平日夜間体制あり	91,600円	83,000円	77,300円	73,200円
365日運営	92,200円	84,400円	79,300円	75,600円
365日及び夜間宿直体制あり	118,200円	96,900円	88,900円	83,800円

※ 介助型対象入居者の運営基本費は「基本分＋介助加算」の金額とする。

別表４

行動の種類		ランク１ 極めて特別な配慮要 ４　点	ランク２ 特別な配慮要 ３　点	ランク３ 充分な配慮要 ２　点	ランク４ 簡単な配慮要 １　点	配慮不要 ０　点
①多動・徘徊		いかなる場面でも特別な行動への配慮が必要である。	ホーム内では常に特別な行動把握が必要である。	外出時に特別な行動への配慮が必要である。	外出時に気にしておく程度で足りる。	配慮不要
②寡動		常に身体的な統制で行動を促す必要がある。	場面や本人の状況によっては，身体的な統制で行動を促す必要がある。	常に自発的に動かないが，言葉掛けには応じられる。	時に自発的に動かない場合もあるが，言葉掛けには応じられる。	配慮不要
③破壊・暴力	頻度	常に厳重な警戒が必要である。	常に近くにいる必要がある。	常に目にいれておく必要がある。	気にしておく程度で足りる。	配慮不要
	強さ	設備の著しい破壊や相手に重大な傷害を与える恐れがある。	設備に対する軽い損害や，相手に跡に残る外傷を与える恐れがある。	設備への損害は修理の必要なく，相手への傷も一過性で済む。	設備の損害を与えたり，傷害を与えたりする程ではない。	ない
④自傷	頻度	１日に何回も見られる。	１日に２～３回程度はある。	週３回以上はある。	週１回程度である。	配慮不要
	強さ	身体的に重大な（失明・器質疾患等）障害の残る恐れがある	外傷が長期的に残る恐れがある。	傷は残るが，一過性のものに終わる。	傷が残るほどではない。	ない（それより少ない）
⑤摂食障害		常にそばについていて，身体的制限をする必要がある。	常に注意が必要だが声掛けすることで制限できる。	本人の状態によっては，注意の必要がある。	一応気にしておく必要がある。	ない
⑥排泄障害	夜尿・遺尿・漏便	介護しなければ毎日もしくは毎晩ある。	週３回以上ある。	週１回以上ある。	月１回以上ある。	それより少ない。
	弄便・尿いじり・放尿	どのような状況でもやる可能性がある。	排泄の度に注意が必要である。	便の状態，気分により注意が必要である	一応気にしておく必要がある。	ない
⑦固執行動（制止で問題行動を生じる）		１日に何回も見られる。	１日に２～３回程度はある。	週３回以上ある。	週１回以上ある。	それより少ない。
⑧病弱・虚弱		慢性疾患等で安静・医療ケアが必要である。	慢性疾患等で食事・運動制限・医学管理が必要である。	生活上の（生活のリズム等）配慮が必要である。	状態によっては，生活上の配慮が必要とされることもある。	配慮不要
⑨てんかん発作（身体上の危険を伴うもの）		１日１回以上の発作が認められる。	週３回以上の発作が認められる。	週１回以上の発作が認められる。	月１回以上の発作が認められる。	それより少ない。
⑩睡眠障害		毎晩起きて周囲に迷惑をかける。	週３回以上起きて周囲に迷惑をかける。	週１回以上起きて周囲に迷惑をかける。	月１回以上起きて周囲に迷惑をかける。	それより少ない。

横浜市参考資料

平成20年度　グループホーム・ケアホーム事業加算及び補助単価

＜市の加算＞

１　運営基本費　　月額

	365日運営				平日運営			
	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員以上	4人定員	5人定員	6人定員	7人定員以上
区分1	54,000	39,000	35,000	29,000	37,000	33,000	31,000	26,000
区分2･3	52,000	39,000	36,000	32,000	35,000	33,000	32,000	29,000
区分4	24,000	17,000	16,000	15,000	13,000	14,000	15,000	14,000
区分5	0	0	0	0	0	0	0	0
区分6	0	0	0	0	0	0	0	0

２　小規模事業激変加算（H18.10以降新設ホーム対象）　　月額

4人定員	5人定員	6人定員	7人定員	8人定員	9人定員	10人定員
80,600	55,400	48,700	36,500	19,500	17,400	0

３　要居宅介護支援（ケアホームのみ対象）

・　区分2以上の入居者がいるホーム対象。　　月額

補　助　区　分	単　価
重度重複障害者が2人以上いるホーム	133,400
上記以外で主たる対象者を知的障害者とするホーム	96,700
主たる対象者を精神障害者とするホーム	72,000

４　サービス管理費（旧バックアップ事務費）

横浜市が援護の実施機関となる入居者1人に対して、個別支援計画等支援費用の一部として交付。

1人の入居者に対する費用（月額）　　5，000円

５　家賃補助

市外が援護の実施機関となる入居者は、補助対象外。

(1) 計算方法

家賃×1／2（補助上限額の方が少ない場合は上限額）（A）÷定員＝1人あたりの補助額（B）
（A）－市外の入居者数×（B）＝家賃補助額

(2) 補助上限額　　月額

定員	設置時期	補助上限額		備　　考
		市街化区域	市街化調整区域	
4～7	―	177,000	150,000	
8～10	～H19.3	354,000	300,000	経過措置：H18までに設置したホーム対象。ただし、契約更新や移転等があった場合は、H19.4～の上限額とする。
	H19.4～	295,000	250,000	

（2）課題と今後の方向性の整理

出席者の意見交換、議論の中から、「横のつながり」の必要性、その具体化のポイント等について整理した。

横のつながりの必要性 ～ その背景と問題意識 ～

支援の質を高める仕組みづくりが必要

・数を増やしていくなかで、職員数も増え、質を検証し、質を高める仕組みをつくる時期に来ている

職員をどう育てるか？OJT で育ちにくい業務形態の特性

・グループホームは、一人で支援する場合が多く、分からないことを聞ける同僚などが側にいないことが多く、間違った支援を続けてしまいやすい特性がある。
・一人で支援する時間が多いこの特性は、職員が育ちにくいことを意味している。通所施設や入所施設とは違う仕組みで、職員のスキルアップをする必要がある。

グループホームの機能・世話人業務の多様性

・入居者の人数の幅や、家族単位でも暮らせるなど、グループホームは多様化してきており、職員の役割は一律に定義できない。しかし、何を大切に、何を支援しているのか、は同じであり、この共通認識が必要ではないか。
・事業者の考えによって、職員の業務の範囲も異なっており、自分のグループホームのことしか知らないと、創造的な支援ができない。現状を超えていくには、他のグループホームとの情報の共有が不可欠。

グループホームの閉鎖性－住み込み

・職員（世話人）が住み込み式のグループホームが多い地域がある。夫婦などで対応するケースが多い。
・その職員が倒れたら終わりということになると、入居者にとってリスクが大きい。継続性という点で問題がある。
・家の賃貸関係、援助を受ける関係を明確に分けないと、問題が生じやすくなる。職員の家である場合、入居者の立場が弱くなったり、不利になることもある。
・長い目で見て、職員にとっても、入居者にとっても安定的な形態への移行を、第三者が支援し、整理する必要がある。

独立したサービスとして利用の機会が開かれていない

・グループホームは通所施設や入所施設と一体となって位置づいていることが多く、入居希望者が自由に希望するグループホームに入れる現状ではない。

運営主体の多様化への対応

・運営主体も多様化しており、支援の力量、理念、方針、意識、地域に開く姿勢も多様。その中で適正な水準を担保するためのチェック機能が必要。行政の役割が大きいが、地域で点検し合うことも必要。
・行政の監査でも、「地域の別の法人との付き合いはあるか、他法人のグループホームとの交流はあるか」などの点検項目を加え、それを意識化できるようにするのも良いのではないか。

公共性の高い問題への介入の必要性

・親亡き後のグループホーム入居者を支えていくためには、法人単位だけに任せていては危険な側面もある。

・不適切な支援の問題、財産管理の問題などについて、運営者への介入を含めてできる体制が必要。

横のつながりの具体例

法人を超えて地域資源を「つなぐ」役割の人　～ 地域の支援ワーカー ～
・グループホーム支援ワーカーは地域の資源、その人が所属している法人のものではない。
・そのような中立の立場の地域の支援ワーカーがいることで、グループホームは法人だけのものではなく、地域の資源として開かれていく可能性がある。

＜バックアップ機能・育てる機能＞
・特に規模の小さい法人などに対しては、具体的な支援についても地域の支援ワーカーがバックアップしつつ、その法人を育てる視点が重要。
・小さな法人は特に孤立しやすいので、情報提供や共に考え相談にのれる地域の支援ワーカーの存在が重要。
・ホーム単位で、地域を担当する支援ワーカーが入って行う研修や相談、共に考えることは有効。

＜つなぐ機能＞
・設置者、サービス管理責任者、世話人をささえ、つなぐ役割としても地域の支援ワーカーは重要。
・地域の支援ワーカーの力量だけでは対応できないことも多いので、地域資源としてのそれぞれをつなげ、互いに助け合い、学び合う仕組みをつくることが重要。

＜情報集約・活用機能＞
・入居希望者と空いている部屋の情報を地域単位で集約し、マッチングさせる。
・圏域を担当する地域の支援ワーカーが情報交換し合うことで、相互のレベルアップにもなり、県下の個別情報もやり取りしながら支援に活かせる。

法人を超えて集う研修
・各グループホーム単位での職員（世話人）研修、法人単位での職員（世話人）研修、法人を超えて圏域の職員（世話人）を集めての研修、という三段構えの研修を行っている。これが最低限必要である。
・県単位の研修などがあれば、それはプラスアルファになる。
・法人を超えた研修は、民間だけの取り組みでは、参加させる運営者側のモチベーションに限界があり、行政の適切な関与が参加者を増やすことに有効である。

サービス管理責任者の集まりの意義
・サービス管理責任者がつながり、意見交換や情報交換することで、法人単位の支援を超えていける可能性が多いにある。
・運営者ではなく、入居者の立場にたつ存在としてのサービス管理責任者が集まったり、つながることは支援の質を高める。

世話人の集まりの２つの側面
・研修という側面と、自由に発言し合える場という２つの側面があることが大切。
・同じ立場での思いを、不安や問題も含めて共有することで、安心感を得て、エネルギーとなる。

事業者等の集まり
・事業者（設置者）等の集まりをもつことで、圏域内で抱えている共通課題を明確化でき、行政への提言等もより説得力をもってできる。
・テーマ設定に応じて参加者を広げ、学校関係、病院関係、家族会等と共同で課題を検討することもできる。分野を超えて課題共有し、お互いの考えを知ることは有効。

横のつながりをつくり機能させる際のポイント

中心となる人（地域の支援ワーカー等）は中立であること

・県から委託を受けているグループホーム支援ワーカーは、法人色をできる限り出さないようにし、名刺にも法人名は載せないなど工夫している。わけ隔てなく中立的に動く姿勢が理解されると、徐々に関係づくりが進む。

集まる場をつくる際の行政の役割

・個別のホームを訪問する活動もしているが、一部入りにくい法人などもある。圏域ごとに連絡協議会という集まる場を設けてもらえるように進めている。
・特に、社会福祉法人と医療法人は日ごろ接点がない場合が多いので、そのように集まる場をつくるのは行政の役割が大きいと考える。
・集まるきっかけとして行政が関わることで、確実に参加者は増える。新たに参加を呼びかける情報提供の段階でも行政の力は大きい。
・集まる場の設定自体は行政の役割でもあるが、それをより有効に機能させていくためには、事業者が主体性を発揮して協議会等を運営してほしい。

世話人研修は参加しやすい工夫が必要

・世話人は勤務時間や一人職場という性質上、なかなか研修に出にくい状況があり、さらに、参加費や交通費がかかることは、法人側が研修に出さない理由となる。
・それをクリアするためには、小地域単位での研修を行ったり、開催時間を工夫したりすることは必要。
・また、世話人が研修に参加する際の参加費、交通費、代替職員等の補助は有効。自治体として試行的にでも取り組んでほしい。

知的障害のグループホームと精神障害のグループホーム

・知的障害の入居者と精神障害の入居者とでは、支援内容は違っても、支援することの根本は変わらない。双方を運営するもの同士が「お互いの議論はかみ合わない」と思っている意識の方が問題。
・出会うことがなければ、共通項は生まれない。一緒に話し合う機会を大事にしていく必要がある。

自立支援協議会をどう活用できるか

・県としては、地域自立支援協議会の委員や、事務局になる市町村職員への研修が必要。
・県や市町村の自立支援協議会の下部組織である専門部会をどのように設定するかが重要。
・グループホームに限定した部会でなくても、「くらし部会」などの設定をし、その中でさらに小さいチームをつくり、グループホーム、地域移行、退院支援、などに取り組むこともできる。

～ネットワーク活用の事例～

地域のネットワークをうまく活用することで、必要な支援を作り出すことのできる可能性がまだまだあると考えられる。

ここにネットワークの活用のしかたの例として、大分市におけ防災を地域で支える試みを紹介し、ネットワークの活用のしかたについて考えたい。

以下、大分市の取り組みに関する記載は、日本グループホーム学会防災ユニットのメンバーである大分大学教授の鈴木氏が、2009 年 1 月 23 日、大分市障害福祉課・仲野参事へのインタビューをおこなった時のレポートによるものである。この取り組みが有効なしくみとなるためには、まだまだ工夫が必要であろうが、ネットワークの活用のしかたを検討していくことで、今までできなかった支援が可能になり、地域で暮らす障害者にとってもより安心して暮らせる状況を作り出すことができる可能性をもっているものとして、検討するに値するものと思われる。

事例；障害者生活の防災を地域で支える試み
ー大分市共同生活援助等利用障害者緊急時支援ネットワーク事業

大分市では、大分市内の障害者種別を超えた地域生活の場（グループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、通勤寮、通勤ホーム）47 ホームのすべてを対象に、緊急事態（避難、救急搬送等が必要な事態）発生時に、あらかじめ登録された支援員が対応する体制が設立される。

限られた財源という制約もあり、行政主導ではなく、自主的な防衛組織を目指しているもので、障害者の地域生活を危惧する周辺住民に対する不安解消の土壌づくりにも寄与するネライもある。

この取り組みには、情報の受発信をおこなう拠点機能が不可欠であるが、この事業の検討会会長も務める「博愛地域総合支援センター」（下郡：通勤寮の併設）のセンター長が、情報受発信機能を引き受けることになり、独自に専用の通信回線を設置するなどの協力が得られた。

なおこの事業は、下記の経緯で大分市が独自に考案したものであり、他の地域での同様の取組がなされているかどうかは定かではないが、おそらくは全国で唯一の活動ではないかと推察される。

＜支援員＞

対象となるこれらのホームは、必ずしも常駐のスタッフが配置されていない。また、緊急事態発生時には、当事者は少なからず精神的な混乱に見舞われるが、知的・精神障害者には、その心配が大きいものと考えられる。身体障害者に対しては、介助の技術も求められることになる。従って、各ホームの周辺に居住する専門のノウハウをもつ福祉医療施設職員が緊急事態発生時の支援員として、その役割を担うというものである。

医療法人に対しては、上記のホームを運営する施設に、社会福祉法人に対しては、ホーム運営の有無にかかわらず希望者を募ったところ、約半数の法人からの申し出があった。

準備段階当初は、100 人位は確保したいという目標であったが、200 人程度からの希望が出された。すなわち、1 ホームあたり 4 人の支援体制となる。

担当の支援員は、可能な限りホームと同一の運営主体の職員であることが望ましいことを優先しながら配置しているが、当然のことながら、勤務先と支援するホームの運営主体は一致しない場合も多い。

＜経緯と予定＞

この事業の発案と体制の設立は、大分市障害福祉課・仲野龍男参事によるもので、神奈川県綾瀬市や長崎県大村市でのグループホーム火災も本件立案の要因の一つである。上記の法人を個別に訪問して、その必要性と活動内容を説いて回った結果である。従って、設立までは行政主導で進める方法をとらざるをえなかったが、少しずつ自主組織に移行させていきたい考えであるとのこと。

2009 年 1 月までに、それぞれのホームの支援員が、住宅地図に書き込むという方法で、駆けつける際の駐車場の位置と避難場所の確認、避難などの行動計画のチェックと、あわせて、ホームに赴いて世話人との面会を行う。

また、1 月 30 日には、発足のための集会が予定されているとのことであった。

2 月から今年度末までは、火災に限定した取り組みとし、財源の裏付けがないため、保険にも加入できず、手当の支給もできないとのこと。このことも、支援員希望者には了解を得ている。

21 年度からは、火災以外の緊急事態にも対応する予定で、出動時には 3000 円あまりの手当をつける計画をしているとのことであった。

＜課題＞

検討会の議論において、これ以外の防犯支援などへの必要性も指摘されるなど、期待したい活動内容は肥大化する様相も見せたが、ボランタリーな活動には限界もあり、また、運営主体の役割分担も明確にするべきであろう。

また、出動に機会がないことが望ましく、さらに、緊急事態は頻発するものでもないため、長期的には担当支援員の役割意識の低下が生じることも懸念される。これを維持するための何らかの配慮も求められるであろう。

４．全体のまとめ

今回、実際にグループホームのネットワークづくりが行われているところに関する聞き取り調査からは、きっかけになっている人（あるいは機関）が存在している（ワーカーや相談支援事業所など)。中心になる人がいないと、横のつながりをつくることはむずかしい。

さらに、そこに行政が関係して、しくみとして中心となる人を配置する形がつくられていると言う事も大きな要素である。民間の法人同士では、お互い遠慮などもありなかなか共同しづらい関係も、行政が関係して進めれば、比較的スムーズに参画できるようになる。

また、その時の大事な視点として

１・各地域（小域）において、法人を超えた横のつながりが構築されている事

２・そのつながりの中において、情報交換や研修などの取り組みが行われている事

３・この仕組みが恒常的になっている事

が挙げられる。

全国的にグループホームの横のつながりをつくりやすい方法として、現在全国にあるものを活用していく事を考えると、自立支援協議会の効果的な活用をすすめると言う事になる。

現在、自立支援法に基づいて、全国各地域に自立支援協議会の設置が義務付けられている。そこには必ず中心となっている人材（指定相談事業者）も存在し、業務としても地域の事業所間の連携を構築する立場にあると思われる。

また、その地域に存在するすべての事業所が自立支援協議会のもとに集まる必然性を高めることによって、グループホームを利用したいと言う相談と、どこのグループホームが空いているか等の情報をつないでいく事もやりやすくなる。また、必要があれば、その人に合ったホームを地域で考えて新たに創るということもやりやすくなる。

自立支援協議会を活用したしくみの構築のイメージとしては、図１のように、自立支援協議会の中の部会の一つに「居住系サービス部会（仮)」を創設し、その部会の中に図２のような委員会を創っていく。その際に、相談支援事業者だけではなかなか難しい事が多いので、できれば各地域に専門のワーカー（＊千葉のグループホーム支援ワーカーのような役割の人）の配置が推進される事が望まれる。

このような取り組みが実践されていく事がグループホームの支援者の支援の質の向上と障害のある人たちの生活の質の向上につながっていくことになると考える。

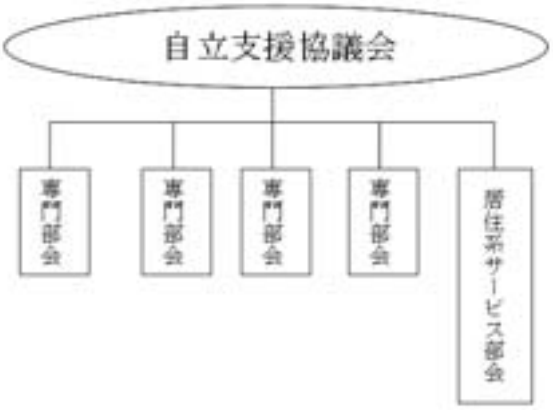

図１

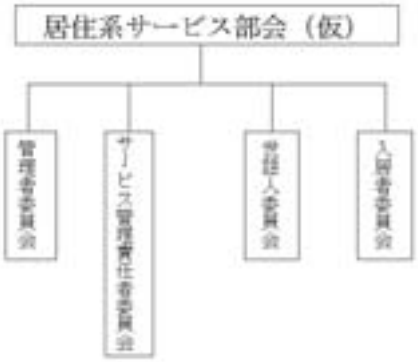

図２

＊ 行政・指定相談事業者が中心で運営する

＊ 世話人委員会の中で、世話人研修も実施する。（指定相談事業者とサービス管理責任者が協力し実施）

グループホームの支援体制をどう作っていくか!
～日本グループホーム学会　共同運営ユニットの研究まとめ～

平成20年度厚生労働省障害者保健福祉推進事業（障害者自立支援調査研究プロジェクト）
「GH・CHの安定した支援体制に関わる世話人・生活支援員・サービス管理責任者の役割、および、NPO法人等運営が異なるGH・CH事業所の相互連携による支援体制に関する研究」報告書

■発行日　2009年3月31日　発行

■発行者　障害のある人と援助者でつくる 日本グループホーム学会
代表　室津 滋樹

■事務局　白梅学園大学堀江まゆみ研究室気付
東京都小平市小川町1-830
TEL 042-346-5624　FAX 042-344-1889
http://www.gh-gakkai.com
Mail　info-gh-gakkai@shiraume.ac.jp